

資 料

# アルバータ州の「成年者援護法」 (Dependent Adults Act)

三 木 妙 子  
今 井 雅 子 訳  
鈴 木 尚 子

以下に訳出を試みるカナダ・アルバータ州の「成年者援護法」は、1976年11月4日に成立し (S. A. 1976, c. 63), 1978年12月1日から施行されている法律を主法とする。1976年「成年者援護法」は、その後1980年 (R. S. A. 1980, c. D-32), 及び1985年 (S. A. 1985, c. 21) に一部修正・追加された。翻訳に当っては、アルバータ州公の後見人事務所 (Office of the Public Guardian) から寄贈を受けた Dependent Adults Act (1988年2月22日 Office Consolidation 版一州印刷局刊行) を底本として用いた。さらに、同州では、1991年6月25日に「代理権法」(Powers of Attorney Act) (1991, c. P-13. 5) が成立し、その法律のなかで「成年者援護法」中の9カ条に追加及び修正が施されることになった。以下の翻訳は、それら新規定をも統合した現行法(1992年上半期)である。1980年以降の修正・追加は、各条文の末尾にその旨付記されている。

## 目次

第1条 定義	[第2.1条 医師又は心理士の保護]
第1章 後見 (guardianship)	第3条 申立書の写しを得る資格を有する者
第1節 後見命令 (guardianship order) の申立	第4条 裁判所による調査及び報告書
第2条 後見命令の申立	

- 第 5 条 審理に出廷する者
- 第 2 節 後見命令とその効果
- 第 6 条 後見人の選任
- 第 7 条 後見人適格者
- 第 8 条 後見命令の審査  
[第 9 条 完全後見人の権限]
- 第 10 条 後見人選任命令
- 第 10. 1 条 強制ケア命令 (compulsory care order)
- 第 10. 2 条 命令書の写し
- 第 10. 3 条 命令による権限付与
- 第 10. 4 条 命令の審査の申立
- 第 10. 5 条 強制ケア証明書 (compulsory care certificate) の発行
- 第 10. 6 条 証明書の写し
- 第 10. 7 条 証明書の審査の申立
- 第 10. 8 条 診断及び治療サービス
- 第 11 条 権限の行使
- 第 3 節 公的後見人 (Public Guardian)
- 第 12 条 公的後見人の選任
- 第 13 条 公的後見人の義務
- 第 14 条 後見人としての公的後見人
- 第 4 節 その他の後見規定
- 第 15 条 審査申立書の送付
- 第 16 条 審査後の裁判所命令
- 第 17 条 補充後見人 (alternate guardian) の選任
- 第 18 条 補充後見人の権限
- 第 19 条 後見人の解任
- 第 20 条 後見人の死亡
- 第 20. 1 条 成年の無能力者の治療
- 第 2 章 受託 (trusteeship)
- 第 1 節 受託命令 (trusteeship order) の申立
- 第 21 条 受託命令の申立  
[第 21. 1 条 医師又は心理士の保護]
- 第 22 条 受託者選任命令の申立
- 第 23 条 裁判所による調査及び報告書
- 第 24 条 審理に出廷する者
- 第 2 節 受託命令とその効果
- 第 25 条 受託者の選任
- 第 26 条 受託者適格者
- 第 27 条 受託命令の審査
- 第 28 条 受託者の権限
- 第 29 条 受託者の権限
- 第 30 条 裁判所により付与される受託者の権限
- 第 3 節 受託者の義務
- 第 31 条 財産目録及び計算書の提出
- 第 31. 1 条 受託者解任時の会計決算
- 第 31. 2 条 要援護成年者死亡時の会計決算
- 第 32 条 受託者の権限の行使
- 第 4 節 公的受託者 (Public Trustee) の選任
- 第 33 条 公的受託者の義務
- 第 34 条 公的受託者の選任
- 第 5 節 その他の受託規定
- 第 35 条 審査申立書の送付
- 第 36 条 審査後の裁判所命令
- 第 37 条 補充受託者 (alternate trustee) の選任
- 第 38 条 補充受託者の権限
- 第 39 条 受託者の解任  
[第 40 条 計算書の承認]
- 第 41 条 受託者の死亡
- 第 41. 1 条 前任者たる受託者の法的代表者による会計決算
- 第 3 章 後見及び受託に関する通則
- 第 42 条 後見人又は受託者による署名
- 第 43 条 生活必需品 (necessaries) の購入
- 第 44 条 契約の拘束力
- 第 45 条 裁判所の指示を求める申立
- 第 46 条 遺言処分
- 第 47 条 州外命令 (foreign orders)
- 第 48 条 費用に関する命令
- 第 49 条 情報の秘密保持
- 第 49. 1 条 報告書又は情報に関する

	る保護		第3節 アピールパネル (appeal panel)
			第59条 アピールパネル
第4章 裁判所命令によらない受託及びア ピールパネル			第60条 アピールパネルの定足数及 び決定
第1節 裁判所命令によらない受託			第61条 アピールパネルの委員不適 格者
第50条 無能力証明書 (certificate of incapacity)			第62条 アピールパネルの義務
第51条 無能力証明書の発行通知		第4節 無能力証明書に関するアピー ルパネルへの申立	
第52条 既存の受託命令との調整		第63条 無能力証明書の取消の訴	
第53条 無能力証明書の審査		第64条 申立の通知	
第54条 無能力証明書の失効		第65条 アピールパネルの手続	
第55条 無能力証明書の失効の通知		第66条 アピールパネルの決定	
第56条 公的受託者の受託者たるこ との終了			
第57条 無能力証明書の有効期間		第5章 訴・上訴並びに諸規則	
第2節 無能力証明書の被発行者の権 利		第67条 裁判所への提訴	
第58条 無能力証明書に関する文書		第68条 上訴裁判所への上訴	
		第69条 諸規則	

(1)  
成年者援護法

第1条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (a) 「アピールパネル」 (“appeal panel”) とは、第59条によって設置されるアピールパネルをいう。
- (b) 「無能力証明書」 (“certificate of incapacity”) とは、第50条によって発行される無能力証明書をいう。
- (c) 「裁判所」 (“Court”) 又は「検認後見裁判所」 (“Surrogate Court”) とは、いずれもアルバータ州検認後見裁判所 (The Surrogate Court of Alberta) をいう。
- (d) 「要援護成年者」 (“dependent adult”) とは、次の者をいう。
  - (i) 現に後見命令 (a guardianship order) の対象とされている者
  - (ii) 現に受託命令 (a trusteeship order) の対象とされている者、又は

(1) 18歳以上の者をいう (Interpretation Act, R. S.A. 1980, c.I-7, s. 25(1) (a.1)).

(ii)現に後見命令及び受託命令の対象とされている者

(d, 1) 「持続的代理権」 (“enduring power of attorney”) とは、代理権法 (Powers of Attorney Act) において定義された持続的代理権をいう。

(e) 「施設」 (“facility”) とは、規則<sup>(1-1)</sup>において施設としての指定を受けた場所<sup>(2)</sup>をいう。

(f) 「後見人」 (“guardian”) とは、後見命令において後見人として氏名を記載された者、又はこの法律の定めるところにより後見人となる者<sup>(3)</sup>をいう。

(g) 「後見命令」 (“guardianship order”) とは、ある者を、第6条によって後見人に選任する裁判所命令 (an order of the Court appointing a person as a guardian), 又は第17条によって補充後見人 (alternate guardian) に選任する裁判所命令をいう。

(h) 「ヘルスケア」 (“health care”) には、次に掲げる事項が含まれる。

(i) 疾患若しくは不快感を予防するために行われる検査、診断、手技又は治療

(ii) 避妊の目的をもって行われる手技

(iii) 検査又は診断の目的をもって行われる手技

(iv) 内科的、外科的、産科的又は歯科的治疗、及び

(v) 手技、治療、検査又は診断に付随して行われる事項

(h, 1) 「機関」 (“institution”) とは、次のものをいう。

(i) 施設 (facility)

(ii) ナーシングホーム

(iii) 病院法 (Hospitals Act) に基づいて認可を受けた病院

(iv) シニアシチズン住宅法 (Senior Citizens Housing Act) において定

---

(1-1) Dependent Adults Regulation, Alberta Regulation 289/81, with amendments up to and including Alberta Regulation 264/85 (以下 AR289/81 と略称)。

(2) 施設については、第50条第1項、第61条第1項、第69条第2項(b)号(c)号で言及。 Alberta Hospital, Edmonton ; Alberta Hospital, Ponoka ; Michener Centre, Red Deer ; Eric Cormack Centre, Edmonton ; Bow Park Court, Calgary ; Claresholm Care Centre, Claresholm ; Raymond Home, Raymond ; Rosehaven, Camrose の8カ所が施設に指定されている (AR 289/81, s. 4)。

(3) 後段については第14条を参照。

(4) 機関については、第3条第2項(d)号、第15条第2項(d)号、第22条第2項(d)号、第35条第2項(d)号、第53条第2項(c)号、第67条第2項(c)号、第68条第2項(c)号で言及。

(5) (6)  
義されたホーム、若しくはユニット

(v)高齢者、病弱者若しくは特殊なケアを必要とする者のためのケアの場所 (place of care) であって、社会的ケア施設認可法 (Social Care Facilities Licensing Act) に基づいて認可を受けたもの

(vi)失業者若しくはは生活困窮者のために宿所並びに衣食及び寝具を供与する目的で運営されているホステル若しくはその他の建築物であって、社会的ケア施設認可法に基づいて認可を受けたもの

(vii)矯正法 (Corrections Act) において定義された刑務所又は拘置若しくは矯正のための機関、又は

(viii)その他、規則において機関としての指定を受ける一棟若しくはそれ以上の建築物

(i)「利害関係人」(“interested person”)とは、次の者をいう。

(i)公的受託者 (the Public Trustee)

(ii)公的後見人 (the Public Guardian)、又は

(iii)その他、成年者であって、後見命令若しくは受託命令の申立の対象とされる者、若しくは現にその命令の対象となっている者の福祉に関心を有する者<sup>(7)</sup>

(j)「大臣」(“Minister”)とは、ソーシャル・サービス大臣<sup>(8)</sup> (the Minister of Social Services) をいう。

(k)「直近の親族」(“nearest relative”)とは、次の順序にしたがって直近の親族とされる。この場合において、全血の親族は同一部類の半血の親族に優位し、かつ、同順位に掲げられた親族が2人以上いる場合は、かかる親族のうちで年長又は最年長の者がその他の親族に優位し、性別はこれを考慮しない。

---

(5) ホームとは、「自らの宿所 (housing accommodation) を維持することができないか、又は維持することを望まないシニアシチズンが使用することを目的とする」ものをいう (Senior Citizens Housing Act, R. S. A. 1980 c. S-13, s. 1(i))。

(6) ユニットとは、「自らの宿所を維持することのできるシニアシチズンが使用することを目的とする独立型の住宅」をいう (Senior Citizens Housing Act, R. S. A. 1980 c. S-13, s. 1(k))。

(7) この者の諸権利については、第2条第1項第3項、第3条第2項、第10.1条第1項、第10.4条第1項、第15条第1項、第19条、第21条第1項第3項、第35条第1項、第39条第1項、第63条第2項、第67条に規定がある。

(8) 1986年まではソーシャル・サービス及び地域保健大臣 (the Minister of Social Services and Community Health) であった。

- 第1 夫又は妻
- 第2 息子又は娘
- 第3 父又は母
- 第4 兄弟又は姉妹
- 第5 祖父又は祖母
- 第6 男孫又は女孫
- 第7 伯叔父又は伯叔母
- 第8 甥又は姪

(k. 1) 「ケアの場所」 (“place of care”) とは、規則においてケアの場所としての指定を受けた場所をいう。

(l) 「公的後見人」 (“Public Guardian”) とは、第12条によって公的後見人として選任された者<sup>(9)</sup>をいう。

(m) 「公的受託者」 (“Public Trustee”) とは、公的受託者法 (Public Trustee Act) に基づいて公的受託者として選任された者<sup>(11)</sup>をいう。

(n) 「医師」 (“physician”) とは、医師法 (Medical Profession Act) に基づいて実地医家 (medical practitioner) として登録された者、及びアルバータ州外で医業に従事する医師については、その法域内で免許を受け、又はその他の方法で医業に従事することを認められた者をいう。

(o) 「心理士」 (“psychologist”) とは、心理職法 (Psychology Profession Act) 第2章に基づいて登録された者、及びアルバータ州外で心理療法に従事する心理士については、その法域内で免許を受け、又はその他の方法で心理療法に従事することを認められた者をいう。

(o. 1) 「検認後見規則」 (“Surrogate Rules”) とは、検認後見裁判所法 (Surrogate Court Act) に基づいて定められた検認後見規則をいう。

(p) 「受託者」 (“trustee”) とは、受託命令において受託者として氏名を記載された者、又はこの法律の定めるところにより受託者となる者<sup>(12)</sup>をいう。

(q) 「受託命令」 (“trusteeship order”) とは、ある者を、第25条によって

---

(9) Michener Centre, Red Deer ; Baker Centre, Calgary , Rosehaven, Camrose ; Claresholm Care Centre, Claresholm ; Alberta Hospital Edmonton, Edmonton ; Alberta Hospital Ponoka, Ponoka がケアの場所に指定されている (AR 289/81, s. 5. 1)。

(10) 第1章第3節参照。

(11) 第2章第4節参照。

(12) 後段については第52条を参照。

その者以外の者の財産の受託者 (trustee of the estate of a person) に選任する裁判所命令, 又は第37条によってその者以外の者の財産の補充受託者 (alternate trustee of the estate of a person) に選任する裁判所命令をいう。

[RSA 1980 cD-32 s1 ; RSA 1980 c6 (Supp) s2 ; 1985 cP-25. 01 s70 ; 1985 c21 s2 ; 1986 cD-27.1 s13 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

## 第1章 後見

### 第1節 後見命令の申立

#### 第2条 (後見命令の申立)

- (1) 本条及び第3条の制約内において、利害関係人は、<sup>(13)</sup>成年者後見人選任命令 (an order appointing a guardian in respect of an adult person) を<sup>(14)</sup>裁判所に申し立てることができる。
- (2) 第1項に基づく申立は、1人の<sup>(15)</sup>医師又は<sup>(16)</sup>心理士が<sup>(17)</sup>作成した所定の書式による報告書を添付しない限り、<sup>(18)</sup>裁判所にこれを行うことができないものとする。
- (3) 第1項に基づいて申立をする利害関係人は、申立と同時に、申立の対象者である者の<sup>(19)</sup>後見人となるべき者が、その者の後見人として職務を行う意思のあることを証するために作成した同意書を、裁判所に提出するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s2 ; RSA 1980 c6 (Supp) s3 ; 1985 c21 s3]

#### 第2.1条 (医師又は心理士の保護) [1985, c. 21, s. 4により削除]

- 
- (13) 第1条(i)号参照。
  - (14) 第1条(c)号参照。
  - (15) 第1条(n)号参照。
  - (16) 第1条(o)号参照。
  - (17) AR 289/81, Schedule, Form 1.
  - (18) 第49.1条参照。
  - (19) 第1条(f)号参照。

### 第 3 条 (申立書の写しを得る資格を有する者)

- (1) 後見人選任命令 (an order appointing a guardian) の申立は、
- (a) 申立の対象者が通常居住する裁判管轄区域内において、又は
  - (b) 裁判所が、当該事件の状況において相当と考えるときには、その他の地域の裁判管轄区域内において、
- 訴訟開始通知書 (originating notice) によって、これを行うものとする。
- (2) 申立をする利害関係人は、申立の審理期日前10日までに、次の者に対して、申立書の写し及び第 2 条に掲げる報告書を送付するものとする。
- (a) 申立の対象者
  - (b) カナダに在住する者であって、<sup>(20)</sup>
    - (i) 申立の対象者の直近の親族、又は
    - (ii) (i) に掲げる直近の親族が申立人であるときには、申立の対象者の親族であって直近の親族の次順位に該当する者
  - (c) 申立の対象者の後見人となるべき者であって申立人でなく、かつ、(b)号による送付を受ける直近の親族でない者<sup>(21)</sup>
  - (d) 申立の対象者が機関をもってその居所としているときには、当該機関の責任者<sup>(22)</sup>
  - (e) 公の後見人であって申立人でなく、かつ、(c)号による送付を受けない者
    - (e. 1) 申立の対象者が付与した持続的代理権授与書面に基づく代理人であって申立人でなく、本項による送付を受けない者<sup>(23)</sup>
  - (f) 申立の対象者の受託者であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない者、及び
  - (g) その他、裁判所が指示する者
- (2. 1) 第 2 項に掲げる者が、アルバータ州以外のカナダの州又はアメリカ合衆国に居住する場合には、その者に申立書の写しを送付するために管轄外送付命令 (order for service ex juris) は必要とされない。ただし、送付は、
- (a) アルバータ州以外の州に居住する者の場合は、申立の審理期日前30日まで、又は
  - (b) アメリカ合衆国に居住する者の場合は、申立の審理期日前45日まで

(20) 第 1 条(k)号参照。

(21) 第 1 条 (h. 1) 号参照。

(22) 第 1 条(l)号参照。

(23) 第 1 条(o)号参照。

に行われなければならない。

(3) 裁判所は、相当であると考える場合には、

(a)第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付期間を短縮すること

(a. 1)第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して、送付方法を指示し、又はすでになされた送付方法を承認すること

(b)公的後見人、及び(c)号の制約内において申立の対象者を除き、第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付要件の適用を免除すること、又は

(c)(i)公的後見人が同意し、かつ、

(ii)裁判所が、申立の対象者の最良の利益にかなう (in the best interests) と認める

場合には、申立の対象者に対して送付要件の適用を免除すること  
ができる。<sup>(24)</sup>

[RSA 1980 cD-32 s3 ; RSA 1980 c6 (Supp) ss5, 30 ;  
1985 c21 s5 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

#### 第4条 (裁判所による調査及び報告書)

(1) 裁判所は、後見人選任命令の申立を審理する際に、

(a)申立の対象者が、後見人の選任によって著しく利益を得る (substantially benefit) <sup>(25)</sup> ことになるかどうか、及び

(b)申立の対象者のために後見人が選任されることが、その者の最良の利益にかなうかどうか

<sup>(26)</sup> について調査するものとする。

(2) 裁判所は、

(a)裁判所が後見人を選任すべきかどうかについて疑念をいだく場合、又は

(b)後見命令が裁判所によって審査されている (being reviewed) <sup>(27)</sup> 場合には、申立書に氏名を記載された者の身体、精神、社会活動、職業、居宅、

(24) 第22条第3項と対照されたい。

(25) 第23条第1項(a)号と対照されたい。

(26) 1985年法による改正以前は、

「(a)申立の対象者は完全後見、部分後見又は何らかの後見を必要としている」であった。

(27) 第1条(b)号参照。

教育又はその他の事項に関する現在及び将来のニーズの一部又は全部、並びに自らケアをし、かつ、自己の身上 (person) に関する諸事項について合理的な判断 (reasonable judgments) をするその者の総合的能力に関し、報告書を作成する者を選任することができる。

[RSA 1980 cD-32 s4 ; 1985 c21 s6]

### 第 5 条 (審理に出廷する者)

後見人選任命令の申立が審理される時、又は後見命令が審査される時に、

- (a) 第 3 条第 2 項による送付を受ける者、及び
- (b) その他、陳述を希望する者であつて、裁判所によりその意見聴取に対する同意をえた者

は出廷し、陳述をすることができる。

[RSA 1980 cD-32 s5]

## 第 2 節 後見命令とその効果

### 第 6 条 (後見人の選任)

- (1) 裁判所は、後見人選任命令の申立書に氏名を記載された者が、
  - (a) 成年者であり、かつ、
  - (b) 反復又は継続して
    - (i) 自らケアをすること、及び
    - (ii) 自己の身上に関する諸事項について合理的な判断をすることができない

と認める場合には、後見人選任命令を下すことができる。<sup>(28)</sup>

- (2) 裁判所は、第 1 項に基づく命令が、申立の対象者にとって、

- (a) 最良の利益にかなない、かつ、
- (b) 著しく利益をもたらす

ものと認めるのでなければ、これを下さないものとする。

- (3) [1985, c. 21, s. 7により削除]<sup>(29)</sup>

- (4) 申立人は、裁判所が本条に基づいて命令を下すときには、第 3 条第 2 項

---

(28) 1985 年法により

「(c) 後見人を必要としている (in need of a guardian)」

が削除された。なお第 25 条第 1 項と対照されたい。

に基づいて申立書の送付を受けるべき者に対して、命令書の写しを送付するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s6 ; RSA 1980 c6 (Supp) s6 ; 1985 c21 s7]

### 第7条 (後見人適格者)

(1) 裁判所は、ある成年者が後見人として職務を行うことに同意しており、かつ、その者が、

(a)要援護成年者の最良の利益にかなうように職務を行うものとみられること

(b)自己の利益が要援護成年者の利益と衝突する状況にないこと

(c)要援護成年者の後見人として職務を行うのにふさわしい人物 (a suitable person)であり、かつ、現にその職務を行うことができること、及び

(d)アルバータ州の住民であること

を認める場合には、その者を要援護成年者の後見人に選任することができる。

(1.1) 要援護成年者の受益者となりうる者又は要援護成年者の親族である者は、第1項(b)号の規定にかかわらず、その事実のみをもって、自己の利益が要援護成年者の利益と衝突する状況にあるとは認められないものとする。

(2) 裁判所は、後見人となろうとする者に対して、その者が前項の要件を充足しているかどうかを決定するために、出廷し、質問に答えるように求めることができる。

[RSA 1981 cD-32 s7 ; RSA 1980 c6 (Supp) s7 ; 1985 c21 s8]

### 第8条 (後見命令の審査)<sup>(31)</sup>

裁判所は、後見命令を下す際、又はこれを審査する際に、次の事項を明記するものとする。

(a)後見命令が裁判所によって審査されなければならない期日であって後見

---

(29) 1985年法により、

「(3)裁判所は、部分後見命令が申立の対象者のニーズを十分に満たしていないと認める場合を除き、完全後見人選任命令を下さないものとする」

が削除された。

(30) 第1条(d)号参照。

(31) 裁判所による審査は、1976年法では2年に1度、1980年法で3年に1度、そして1985年法で6年に1度となった。

- 命令が下された日又は後見命令の審査の日から6年を超えない期日  
(b)裁判所に対して審査の申立をすることを求められる者、及び<sup>(32)</sup>  
(c)要援護成年者の状況の審査に関し、後見人又はその他の者が遵守すべき要件

[RSA 1980 cD-32 s8 ; RSA 1980 c6 (Supp) s8 ; 1985 c21 s9]

<sup>(33)</sup>  
**第9条 (完全後見人の権限)** [1985, c. 21, s. 10により削除]

**第10条 (後見人選任命令)**

(32) 第15条第1項参照。

(33) 1985年法以前は、次の通りであった。

「第9条 (完全後見人の権限)

(1) 裁判所は、完全後見人選任命令を下す場合に、第2項の制約内において、完全後見人として選任された者に後見命令によって次の権能と権限を付与するものとする。

(a)要援護成年者が、永久的であると一時的であるとを問わず、どこに居住することとするかを決定すること。

(b)要援護成年者が誰と同居し、かつ、誰と交流をもつこととするかを決定すること。

(c)要援護成年者が社会活動に従事すべきかどうかを決定すること、並びに社会活動に従事するに当ってその活動の性質、範囲及び関連諸事項を決定すること。

(d)要援護成年者が就労すべきかどうかを決定すること、並びに就労に当って勤労の性質又は種類、使用者となる者及び関連諸事項を決定すること。

(e)要援護成年者が教育的、職業的、又はその他の訓練に参加すべきかどうかを決定すること、並びに参加に当って訓練の性質、範囲及び関連諸事項を決定すること。

(f)要援護成年者が、法によって必要とされる免許、許可、認可、その他の同意若しくは承認を申請すべきかどうかを決定すること。

(g)要援護成年者の財産と関わりのない法的手続を開始すること、又は合意により処理し、若しくは終結させること、並びに要援護成年者を相手方とする財産と関わりのない手続を合意により処理し、若しくは終結させること。

(h)要援護成年者の最良の利益にかなうヘルスケアに同意すること。

(i)要援護成年者の衣食を含め、要援護成年者に代って日常の決定をすること。

(j)その他、父が14歳未満の子についてすることができ、かつ、本項に特定されず、又は掲げられない事項についての決定をすること。

(2) 裁判所は、完全後見人選任命令を下す場合に、その命令に対して、必要と考える条件若しくは制限を付することができる。

(1) 裁判所は、後見人選任命令を下す場合において、第2項に掲げる権能及び権限のうち、後見人が要援護成年者の身上に関する諸事項について合理的な判断をするため、又はそうすることを助けるために必要とされるもののみを後見人に付与するものとする。

(2) 裁判所は、後見人選任命令を下す場合に、要援護成年者の身上に関する次の事項のうち全部又は一部が、後見人の権能及び権限に属すべきものとするかどうかを特定するものとする。

(a)要援護成年者が、永久的であると一時的であることを問わず、どこに居住することとするかを決定すること。

(b)要援護成年者が誰と同居し、かつ、誰と交流をもつこととするかを決定すること。

(c)要援護成年者が社会活動に従事すべきかどうかを決定すること、並びに社会活動に従事するに当ってその活動の性質、範囲及び関連諸事項を決定すること。

(d)要援護成年者が就労すべきかどうかを決定すること、並びに就労に当って勤労の性質又は種類、使用者となる者及び関連諸事項を決定すること。

(e)要援護成年者が教育的、職業的、又はその他の訓練に参加すべきかどうかを決定すること、並びに参加に当って訓練の性質、範囲及び関連諸事項を決定すること。

(f)要援護成年者が、法によって必要とされる免許、許可、認可、その他の同意若しくは承認を申請すべきかどうかを決定すること。<sup>(34)</sup>

(g)要援護成年者の財産と関わりのない法的手続を開始すること、又は合意により処理し、若しくは終結させること、並びに要援護成年者を相手方とする財産と関わりのない手続を合意により処理し、若しくは終結させる

---

(3) 完全後見人が決定を行い、行為をなし、同意を与え、又は事務を処理した場合において、かかる行為は、あらゆる目的のために、要援護成年者が同意能力を有する成年者として、決定し、行為し、同意し、又は処理したとみなされるものとする。

#### 第10条 (部分後見人の選任命令)

裁判所は、部分後見人選任命令を下す場合において、要援護成年者をケアするため、又はそうすることを助けるため、及びその者の身上に関する諸事項について合理的な判断をするため又はそうすることを助けるために必要とされる権能及び権限のみを部分後見人に付与するものとする。]

(34) これらには漁業、運転に関する免許、婚姻の許可、その他の免許、許可、認可が含まれる (Guardianship—An Alternate Voice for the Dependent Adult, Alberta Social Services, at 4) (1991年4月当時配布)。

(35)

こと。

(h)要援護成年者の最良の利益にかなうヘルスケア<sup>(36)</sup>に同意すること。

(i)要援護成年者の衣食を含め、要援護成年者に代って日常の決定をすること。

(j)その他、要援護成年者の最良の利益を保護するために、裁判所が特定し、かつ、後見人が要請する事項

(3) 裁判所は、後見人選任命令を下す場合には、

(a)その命令に対して、裁判所が必要と考える条件若しくは制限を付すること、又は

(b)第 2 項に掲げるいずれかの事項について制限、修正、変更若しくは追加をすること

ができる。

(4) 後見人が選任された事項について後見人が決定を行い、行為をなし、同意を与え、又は事務を処理した場合において、かかる行為は、あらゆる目的のために、要援護成年者が同意能力を有する成年者として、決定し、行為し、同意し、又は処理したとみなされるものとする。

[RSA 1980 cD-32 s10 ; RSA 1980 c6 (Supp) s9 ; 1985 c21 s11]

### 第10.1条 (強制ケア命令)

(1) 裁判所は、第 6 条に基づいて命令が下されている場合において、利害関係人が申し立て、かつ、第 2 項の規定が遵守されているときは、本条にしたがって強制ケア命令 (compulsory care order) を下すことができる。

(2) 強制ケア命令の申立書は、第 3 条第 2 項に基づいて申立書の送付を受けべき者に送付されるものとする。ただし、要援護成年者及び公的後見人に対する申立書の送付要件の適用は、これを免除することができない<sup>(38)</sup>。

(3) 裁判所は、

(35) 身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟 (personal injury action) は、これが財産に関する事項であるから本号に含まれない (G. B. Robertson, *Mental Disability and the Law in Canada* (1987), at 143)。

(36) 第 1 条(h)号参照。

(37) ルーチンで継続中のケアについては、その都度本号による同意を得ることなく、医師は治療を行うことができる (Physician's Guide to Guardianship and the Dependent Adult, Alberta Social Services, at 4) (1991年4月当時配付)。

(38) 後見命令の場合には、第 3 条第 3 項(b)(c)号に本人に関する適用免除がある。

- (a)要援護成年者が、どの程度本人又は本人以外の者に危害を及ぼすかを示す医学的、心理的、及び社会的評価を考慮した上で、
  - (b)ケアの場所<sup>(39)</sup>に収容されることが要援護成年者の最良の利益にかなうと認め、
  - (c)要援護成年者が本人又は本人以外の者に危害を及ぼす状態にあると認め、かつ、
  - (d)強制ケア命令が、要援護成年者の保護と治療を確保するための適切な手段であると認める
- 場合に限り、強制ケア命令を下すものとする。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

### 第10.2条 (命令書の写し)

裁判所が第10.1条第1項に基づき強制ケア命令を下す場合において、申立人は、第10.1条第2項に基づき申立書の送付を受けた者に対して、命令書の写し、及び、

- (a)強制ケア命令は、第10.4条によって裁判所の審査 (review) を受けうること
- (b)要援護成年者はいかなる審理においても弁護士 (legal counsel) によって代理されうること、及び
- (c)裁判所に最も近いアルバータ州法律扶助協会 (Legal Aid Society of Alberta) の事務所の所在地と電話番号<sup>(40)</sup>を記した所定の書式による文書を交付するものとする。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

### 第10.3条 (命令による権限付与)

- (1) 第10.1条第1項に基づいて下された強制ケア命令は、何人に対しても、
  - (a)要援護成年者を、命令書に記載された3年を超えない期間、ケアの場所に収容し、
  - (b)要援護成年者を捉らえ、ケアの場所へ輸送し、かつ、その者がケアの場所へ到着するまでの輸送の途中その者を拘束し、
  - (c)要援護成年者を別のケアの場所へ移送し、かつ、移送の途中その者を拘

(39) 第1条(k.1)号参照。

(40) AR 289/81, Schedule, Form 4.

束する

ための十分な権限を与えるものである。

(2) 強制ケア命令は、その終了、失効若しくは取消、又は要援護成年者の死亡のうち、いずれかの事情が生じるまで有効である。

(3) 強制ケア命令が効力を有する間、ケアの場所の責任者は、要援護成年者の安全が保証されると認める場合には、医療、社会復帰又はヒューマニティに係る理由によって、一時的に、かつ、ケアの場所の責任者が定める条件を付して、要援護成年者に対し、ケアの場所からの退去許可を与えることができる。

(4) 強制ケア命令に服している要援護成年者が、

(a)退去許可を得ることなくケアの場所を退去する場合、又は

(b)退去許可によってケアの場所を退去したが、定められた期間内に復帰しない場合

には、ケアの場所の責任者は、警察員<sup>(41)</sup> (peace officer) に命じて、要援護成年者をケアの場所へ復帰させることができる。

(5) 警察員は、第4項に基づく命令を受け取ると、令状なしに要援護成年者を捉らえ、直接ケアの場所へ復帰させることができる。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

#### 第10.4条 (命令の審査の申立)

(1) 要援護成年者、後見人、又はその他の利害関係人は、強制ケア命令に服している要援護成年者にとって、その者がケアの場所に収容されていることがその者の最良の利益にかなわなくなったという意見を有する場合には、強制ケア命令の審査を裁判所に申し立てることができる。この場合において、第15条及び第16条は、すべて必要な修正を加えた上で強制ケア命令の審査に適用される。

(41) 警察員の地位と権限については警察法 (Police Act, R. S. A. 1980, c. P-12) 第41条第2項が次のように定める。「緊急の場合、又は警官隊員 (members of a police force) がその場の状況にふさわしくない場合には、隊長は自治警官隊 (municipal police force) の補助員 (auxiliary members) に職務遂行の権限を付与することができる。なお、補助員は、その権限を付与されると警察員となり、正規の警官隊員として職務を行うことができる。」

警察員には、さらに Royal Canadian Mounted Police のメンバーが含まれる (Interpretation Act, R. S. A. 1980, c. I-7, s. 25 (1)( o. 1 ))。

- (2) 第62条に基づいて強制ケア命令を審査するアピールパネルが、<sup>(42)</sup>公的後見人に対して、強制ケア命令の審査を裁判所に申し立てるように指示する場合には、公的後見人は、第1項にしたがって裁判所に申立をするものとする。
- (3) 後見人又は公的後見人以外の者は、第1項の規定にかかわらず、6カ月に1度を超えて強制ケア命令の審査を裁判所に申し立てることができない。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

#### 第10.5条 (強制ケア証明書の発行)

(1) ケアの場所の責任者は、ケアの場所に入院又は入所している要援護成年者が、第10.1条に基づく命令に服していない場合において、

(a)要援護成年者が本人又は本人以外の者に危害を及ぼす状態にあると認め、

(b)要援護成年者をケアの場所に収容することが、その者の最良の利益になうと認め、かつ、

(c)要援護成年者が、どの程度本人又は本人以外の者に危害を及ぼすかを示す1人の医師又は心理士が作成した報告書を思料した

ときには、<sup>(43)</sup>所定の書式による強制ケア証明書 (a compulsory care certificate) を発行することができる。

(2) 本条に基づく強制ケア証明書は、証明書に氏名を記載された要援護成年者を、その発行時から72時間を超えない時間、ケアの場所に収容するための十分な権限を与えるものである。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

#### 第10.6条 (証明書の写し)

要援護成年者について強制ケア証明書が発行された場合において、証明書の発行者は、その証明書の発行後36時間を超えない時間内に、要援護成年者及びその後見人に対して、証明書の写し、並びに

(a)証明書の発行者は、第10.7条にしたがって裁判所に審査の申立をしなければならないこと

(b)要援護成年者はいかなる審理においても弁護士によって代理されるこ

(42) 第1条(a)号参照。

(43) AR 289/81, Schedule, Form 5.

と、及び

(c)要援護成年者の収容されているケアの場所に最も近いアルバータ州法律扶助協会の事務所の所在地と電話番号<sup>(44)</sup>を記した所定の書式による文書を交付するものとする。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

#### 第10.7条（証明書の審査の申立）

(1) 強制ケア証明書の発行者は、第10.5条に基づいて強制ケア証明書が発行された場合において、証明書の発行後96時間を超えない時間内に、裁判所に対して、当該証明書、及び審査の開始前に同一の要援護成年者について発行されるべき後続の証明書の審査を申し立てるものとする。

(2) 強制ケア証明書の発行者は、証明書の審査期日前5日までに第3条第2項に基づいて申立書の送付を受けるべき者に対して、第1項に基づく審査の申立書の写しを送付するものとする。

(3) 強制ケア証明書の審査に係る審理は、審査の申立後28日以内、又は裁判所が指示するときには、28日を超える期日にこれを行うものとする。

(4) 裁判所は、強制ケア証明書の審査の申立を審理する際に、

(a)当該強制ケア証明書及び同一の要援護成年者について発行された後続の強制ケア証明書が、要援護成年者の最良の利益にかなうものとして発行されたかどうか、並びに

(b)要援護成年者が本人又は本人以外の者に危害を及ぼす状態にあったかどうか、及び当該強制ケア証明書の発行後も引き続きかかる状態にあったかどうか

について調査するものとする。

(5) 裁判所は、強制ケア証明書が発行されるべきであったと認めない場合には、当該証明書の発行者に対して、当該要援護成年者に関する裁判所の許可を得ることなく、重ねて強制ケア証明書を発行することを禁じる命令を下すことができる。

(6) 裁判所は、当該強制ケア証明書の発行が適切であったと認める場合には、

(a)第10.1条第3項の諸条件が充足されているときは、同条に基づいて強制ケア命令を下し、又は

(44) AR 289/81, Schedule, Form 6.

(b)当該要援護成年者を収容しておく必要がなくなったと認めるときは、強制ケア命令を下すことを拒むものとする。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

#### 第10.8条 (診断及び治療サービス)

(1) ケアの場所の責任者は、強制ケア命令又は強制ケア証明書によってケアの場所に収容されるすべての要援護成年者に対して、

(a)要援護成年者が必要としている診断及び治療サービスであって、要求されることが相当であり、かつ、ケアの場所の職員が提供することのできるもの、並びに

(b)一切の状況にかんがみて、要援護成年者を収容するために要求されることが相当とみられる程度の安全性

が提供されるように確保するものとする。

(2) ケアの場所の責任者は、第10.1条第3項(c)号の状態に関する診断及び治療サービスが、強制ケア命令に服している要援護成年者に対して、第1項に基づいて提供される場合において、

(a)3カ月につき少なくとも1回、診断及び治療サービスを評価しなおすものとし、かつ、

(b)診断及び治療サービスの終了に当って、第62条にしたがいアピールパネルに強制ケア命令の審査を申し立てるものとする。

[RSA 1980 c6 (Supp) s10]

#### 第11条<sup>(45)</sup> (権限の行使)

後見人は、

(a)要援護成年者の最良の利益にかなうように、

(b)要援護成年者が自らケアをし、かつ、自己の身上に関する諸事項について合理的な判断をすることができるように助成する方法で、かつ、

(c)可能な限り最も拘束性の少ない体様において (in the least restrictive manner possible)

その権能及び権限を行使するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s11 ; RSA 1980 c6 (Supp) s11]

---

(45) 1980年法により(c)号が追加された。

第 3 節 公的後見人<sup>(46)</sup>

第12条 (公的後見人の選任)

- (1) この法律及び諸規則の目的のために必要とされる公的後見人及びその他の者は、公職法 (Public Service Act) にしたがって、これを選任することができる。
- (2) 公的後見人は、この法律若しくは諸規則に基づき、又は裁判所の命令によって権能を与えられ、若しくは義務を負っている場合に、1人若しくはそれ以上の者に対し、公的後見人が書面で定める条件又は状況において、かかる権能を行使し、又は義務を履行する権限を付与することができる。この場合に、権限を付与された者は、公的後見人と並んでかかる権能を行使し、又は義務を履行することができる。

[RSA 1980 cD-32 s12 ; RSA 1980 c6 (Supp) s12 ; 1985 c21 s12]

第13条 (公的後見人の義務)

公的後見人は、ある者が後見人を必要としており、かつ、後見人選任命令の申立をすること、又は後見人を必要としている者の後見人として選任されることについて、その意思のある者、行為しうる者、及びその目的のためにふさわしい者がいないとの意見を有する場合において、

- (a)公的後見人自身又はその他の者を、後見人を必要としている者の後見人として選任する命令を申し立て、又は
- (b)後見人選任命令を申し立てようとする者に対して、公的後見人には、申立の対象とされようとしている者の後見人として選任されることに異議がないか否かについて通知をする

ものとする。

[RSA 1980 cD-32 s13 ; 1985 c21 s13]

第14条 (後見人としての公的後見人)

裁判所は、この法律に基づく申立において後見人となるべき者がこの法律の諸

---

(46) 公的後見人事務所 (Office of the Public Guardian) は、アルバータ州ソーシャル・サービス省の管轄下にある (Considering Guardianship of an Adult, Alberta Social Services, at 1) (1991年4月当時配付)。

(47)要件を充足していると認めない場合には、公的後見人へ裁判所の意思を通知した後に、公的後見人を申立の対象者の後見人として選任することができる。

[RSA 1980 cD-32 s14 ; 1985 c21 s14]

## 第4節 その他の後見規定

### 第15条 (審査申立書の送付)

(1) この法律の規定又はこの法律に基づいて下される裁判所の命令は、要援護成年者又はその者に代って行為する利害関係人が、申立通知書 (notice of motion) によって、いつでも裁判所に後見命令の審査を申し立てることを妨げるものではない。

(2) 裁判所に後見命令の審査の申立がなされる場合において、申立人は、申立の審理期日前10日までに、次の者に対して、申立書の写しを送付するものとする。

(a)要援護成年者

(b)カナダに在住する者であって、

(i)要援護成年者の直近の親族、又は

(ii)(i)に掲げる直近の親族が申立人であるときは、要援護成年者の親族であって直近の親族の次順位に該当する者

(c)要援護成年者の後見人であって申立人でなく、かつ、(b)号による送付を受ける直近の親族でない者

(d)要援護成年者が機関をもってその居所としているときには、当該機関の責任者

(e)公的後見人であって申立人でなく、かつ、(c)号による送付を受けない者

(e. 1) 審査の申立対象者が付与した持続的代理権授与書面に基づく代理人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない者

(f)要援護成年者の受託者であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない者、及び

(g)その他、裁判所が指示する者

(2. 1) 第2項に掲げる者が、アルバータ州以外のカナダの州又はアメリカ合衆国に居住する場合には、その者に送付するために管轄外送付命令は必要

(47) 第7条 (後見人適格者) 参照。

とされない。ただし、送付は、

(a) アルバータ州以外の州に居住する者の場合は、申立の審理期日前30日まで、又は

(b) アメリカ合衆国に居住する者の場合は、申立の審理期日前45日までに行われなければならない。

(3) 裁判所は、相当と考える場合には、

(a) 第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付期間を短縮すること

(a. 1) 第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して、送付方法を指示し、又はすでになされた送付方法を承認すること、又は

(b) 公的後見人を除き、第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付要件の適用を免除すること

ができる。

[RSA 1980 cD-32 s15 ; RSA 1980 c6 (Supp) ss13, 30 ;  
1985 c21 s15 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

#### 第16条（審査後の裁判所命令）

(1) 裁判所は、後見命令の審査の申立を審理する際に、

(a) 第6条第1項及び第2項の諸条件が現に充足されているかどうか、並びに後見人が、後見命令及び第11条にしたがってその者の権能及び権限を行使してきたかどうかを考えるものとし、かつ、

(b) 裁判所が必要と考える条件又は要件を付して、当該命令を修正、取消、失効、継続、変更又は置換することができる。

(2) 裁判所が第1項に基づいて後見命令を修正、変更又は置換する場合には、申立人は、第15条第2項に基づいて申立書の送付を受けるべき者に対して、修正若しくは変更された命令又は置換命令書の写しを送付するものとする。

(3) 裁判所が第1項に基づいて後見命令を取り消すか、又は失効若しくは継続させる場合には、申立人は、第2項に掲げる者に対して、その取消、失効又は継続の決定がなされた旨の通知書を送付するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s16 ; RSA 1980 c6 (Supp) s16 ; 1985 c21 s16]

#### 第17条（補充後見人の選任）

(1) 裁判所は、後見命令を下す際、又は後見命令を審査する際に、

(a) 補充後見人となるべき者が、後見人の死亡又は一時不在のときには、要

援護成年者の後見人として職務を行う旨の同意書を提出しており、かつ、(b)第15条第2項によって後見命令又はその審査の申立書の送付を受ける者が、補充後見人として職務を行おうとする者の同意の意思を十分承知している

と認める場合には、補充後見人を選任することができる。

(2) 第7条は、補充後見人となるべき者に適用がある。

(3) 裁判所が第1項に基づいて補充後見人を選任する場合において、申立人は、第3条第2項に基づいて申立書の送付を受けるべき者に対して、補充後見人選任命令書 (the order appointing the alternate guardian) の写しを送付するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s17 ; RSA 1980 c6 (Supp) s15 ; 1985 c21 s17]

#### 第18条 (補充後見人の権限)

(1) 補充後見人が選任された場合において、補充後見人は、

(a)後見人が死亡したとき、又は

(b)後見人の一時不在中に、後見人によって書面で権限を授与されているとき

には、別段の手續を要することなく後見人の職務を引き継ぐものとする。

(1.1) 第1項(b)号に基づく授權状 (authorization) には、補充後見人が後見人としての職務を行うことのできる期間が表示されるものとする。この場合において、当該授權状は、

(a)授權状に表示された期間が終了したとき、又は

(b)前任者たる後見人が書面により代理権授与を取り消したとき  
のいずれか早い時点においてその効力を失う。

(2) 補充後見人は、前任者たる後見人の死亡を書面により裁判所書記官 (the Clerk of the Court) に通知し、かつ、前任者たる後見人の死亡証明書の認証謄本を裁判所書記官に送付するものとする。

(3) 補充後見人選任命令が発効する際に、補充後見人の権能及び権限は、その者の前任者たる後見人の権能及び権限と同一である。

[RSA 1980 cD-32 s18 ; 1985 c21 s18]

#### 第19条<sup>(48)</sup> (後見人の解任)

(1) 後見人又は利害関係人は、後見人の辞任又は解任の命令を裁判所に申し

立てることができる。

(2) 第 1 項による申立は、後見人選任命令の申立がなされた裁判管轄区域内において申立通知書によって、これを行うものとする。

(3) 第 1 項に基づいて申立を行う者は、申立の審理期日前10日までに、第15条第 2 項に掲げる者に対して申立書の写しを送付するものとする。この場合には、第15条第 3 項各号の適用がある。

(4) 裁判所が、要援護成年者にとって後見人が必要でなくなったと考える場合、又は裁判所によって、後見人が、

(a)後見人としての職務の遂行を継続できないか、若しくはその意思を喪失しており、

(b)後見人としての職務の遂行若しくはその継続を拒否し、

(c)後見人としての職務の遂行を怠るか、若しくは後見命令にしたがって職務を遂行することを怠り、

(d)職務の遂行上、適切さに欠けるか、若しくは現に要援護成年者の福祉を危うくしているか、若しくは危うくするおそれがあり、

(e)後見人として職務を遂行するのにふさわしい人物ではなくなり、又は

(f)アルバータ州の住民ではなくなった

と認められる場合において、裁判所は、後見人の解任命令、又は当該状況において相当と考えるその他の命令を下すことができる。

(5) 裁判所は、第 4 項に基づいて命令を下す前に、必要であれば、

(a)要援護成年者についてすでに適切な取決めがなされているか、若しくは将来なされるであろうこと、又は

(b)将来別の後見命令の申立がなされるであろうこと

を確認するものとする。

(6) 裁判所が第 4 項に基づいて命令を下す場合において、申立人は、第15条に基づいて申立書の写しの送付を受けるべき者に対して、命令書の写しを送付するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s19 ; 1985 c21 s19]

## 第20条 (後見人の死亡)

(1) 後見人が死亡し、かつ、補充後見人がいない場合には、公の後見人は、

---

(48) 第39条と対照されたい。

後見人の死亡通知を受け取ると、前任者たる後見人と同一の権能及び権限を有する後見人となる。

(2) 公的後見人は、第1項に基づいてある者の後見人となる場合には、書面によりその事実を裁判所に通知し、かつ、前任者たる後見人の死亡証明書の本を裁判所に送付するものとする。

(3) 公的後見人は、

(a) 裁判所によって新たに後見人が選任され、又は

(b) 裁判所が要援護成年者の後見人としての公的後見人を解任する命令を下す

まで、引き続き要援護成年者の後見人である。

[RSA 1980 cD-32 s20 ; 1985 c21 s20]

#### 第20.1条<sup>(49)</sup> (成年の無能力者の治療)

(1) 医師又は歯科医師は、ある成年者が、

(a) 2人の医師の書面による意見によれば、検査、若しくは内科的、外科的若しくは産科的治療を必要としており、又は2人の歯科医師の書面による意見によれば、歯科的治療を必要としており、

(b) 精神的若しくは身体的無能力が原因で、必要とされる検査、若しくは内科的、外科的、産科的若しくは歯科的治療を理解し、これに同意することができず、かつ、

(c)(a)号に掲げる医師若しくは歯科医師の知る限り、必要とされる検査、若しくは内科的、外科的、産科的若しくは歯科的治療に対して、従前から同意を拒んでいない

場合においては、合理的に必要であり、かつ、検査若しくは治療を受ける者の最良の利益にかなう方法によって、及びその範囲内で、誰の同意をえることなく、この成年者が検査若しくは治療に同意する完全な法的能力を有する成年者であったならば、その医師又は歯科医師がなすことができたであろうように、その成年者を検査し、その者のために治療を指示し、内科的、外科的若しくは産科的治療又は歯科的治療を行うことができる。

(2) 第1項の規定は、第6条に基づいて要援護成年者のヘルスケアに同意す

---

(49) 第1項は、要援護成年者でない成年者、及びヘルスケアについて同意権を有する後見人を持たない要援護成年者を対象としている。

る権能及び権限を有する後見人を選任する命令の対象となっている要援護成年者には適用がない。

[RSA 1980 c6 (Supp) s16]

## 第 2 章 受託

### 第 1 節 受託命令の申立

#### 第21条 (受託命令の申立)

- (1) 本条及び第22条の制約内において、利害関係人は、成年者財産受託者選任命令 (an order appointing a trustee in respect of the estate of an adult person) を裁判所に申し立てることができる。
- (2) 第 1 項に基づく申立は、1 人の医師又は心理士が作成した所定の書式による報告書を添付しない限り、裁判所にこれを行うことができないものとする。
- (3) 第 1 項に基づいて申立をする利害関係人は、申立と同時に、申立の対象者である者の財産の受託者となるべき者が、その者の受託者として職務を行う意思のあることを証するために作成した同意書を、裁判所に提出するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s21 ; RSA 1980 c6 (Supp) s17]

#### 第21.1条 (医師又は心理士の保護) [1985, c. 21, s. 21により削除]

#### 第22条 (受託者選任命令の申立)

- (1) 受託者選任命令 (an order appointing a trustee) の申立は、
  - (a)申立の対象者が通常居住する裁判管轄区域内において、又は
  - (b)裁判所が、当該事件の状況において相当と考えるときには、その他の地域の裁判管轄区域内において、訴訟開始通知書によって、これを行うものとする。
- (2) 申立をする利害関係人は、申立の審理期日前10日までに、次の者に対して、申立書の写し及び第21条に掲げる報告書を送付するものとする。

- (a)申立の対象者
  - (b)カナダに在住する者であって,
    - (i)申立の対象者の直近の親族、又は
      - (ii)(i)に掲げる直近の親族が申立人であるときには、申立の対象者の親族であって直近の親族の次順位に該当する者
  - (c)申立の対象者の受託者となるべき者であって申立人でなく、かつ、(b)号による送付を受ける直近の親族でない者
  - (d)申立の対象者が機関をもってその居所としているときには、当該機関の責任者<sup>(50)</sup>
  - (e)公的受託者<sup>(50)</sup>であって申立人でなく、かつ、(c)号による送付を受けない者
    - (e. 1)申立の対象者が付与した持続的代理権授与書面に基づく代理人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない者
  - (f)申立の対象者の後見人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない者、及び
  - (g)その他、裁判所が指示する者
- (2. 1) 第2項に掲げる者が、アルバータ州以外のカナダの州又はアメリカ合衆国に居住する場合には、その者に送付するために管轄外送付命令は必要とされない。ただし、送付は、
- (a)アルバータ州以外の州に居住する者の場合は、申立の審理期日前30日まで、又は
  - (b)アメリカ合衆国に居住する者の場合は、申立の審理期日前45日までに行われなければならない。
- (3) 裁判所は、相当と考える場合には、
- (a)第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付期間を短縮すること
    - (a. 1)第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して、送付方法を指示し、又はすでになされた送付方法を承認すること、又は
    - (b)公的受託者を除き、第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付要件の適用を免除すること<sup>(51)</sup>
- ができる。

[RSA 1980 cD-32 s22 ; RSA 1980 c6 (Supp) ss19, 30 ;

(50) 第1条(m)号参照。

(51) 第3条第3項と対照されたい。

**第23条 (裁判所による調査及び報告書)**

(1) 裁判所は、受託者選任命令の申立を審理する際に、  
(a)申立の対象者が、受託者を必要としているかどうか、及び<sup>(52)</sup>  
(b)申立の対象者のために受託者が選任されることが、その者の最良の利益  
にかなうかどうか  
について調査するものとする。

(2) 裁判所は、  
(a)裁判所が受託者を選任すべきかどうかについて疑念をいただく場合、又は<sup>(53)</sup>  
(b)受託命令が裁判所によって審査されている場合  
には、申立書に氏名を記載された者の身体、精神、社会活動、職業、居宅、  
教育又はその他の事項に関する現在及び将来のニーズの一部又は全部、並び  
に自己の財産に関する諸事項について合理的な判断をするその者の総合的能  
力に関し、報告書を作成する者を選任することができる。

[RSA 1980 cD-32 s23]

**第24条 (審理に出廷する者)**

受託者選任命令の申立が審理される時、又は受託命令が審査される時に、  
(a)第22条第2項による送付を受ける者、及び  
(b)その他、陳述を希望する者であって、裁判所によりその意見聴取に対す  
る同意をえた者  
は出廷し、陳述をすることができる。

[RSA 1980 cD-32 s24]

第2節 受託命令とその効果

**第25条 (受託者の選任)**

(1) 裁判所は、受託者選任命令の申立書に氏名を記載された者が、  
(a)成年者であり、

(52) 第4条第1項(a)号と対照されたい。

(53) 第1条(a)号参照。

- (b)自己の財産の全部又は一部に関する諸事項について合理的な判断をすることができず、かつ、
- (c)受託者を必要としている<sup>(54)</sup>  
と認める場合には、受託者選任命令を下すことができる。
- (2) 裁判所は、第1項に基づく命令が、申立の対象者にとって、最良の利益にかなうものと認めるのでなければ、これを下さないものとする。
- (2.1) 裁判所は、第1項(c)号及び第2項に掲げる諸事項を考慮する際に、申立の対象者が付与した持続的代理権の存在を勘案するものとする。
- (3) 申立人は、裁判所が本条に基づいて命令を下すときには、第22条第2項に基づいて申立書の送付を受けるべき者に対して、命令書の写しを送付するものとする。
- (4) 裁判所は、
- (a)持続的代理権授与書面に基づく代理人に対して、本条に基づく受託者選任命令を下す場合、及び、
- (b)持続的代理権授与者が自己の財産の全部又は一部に関する諸事項について合理的な判断をすることができないであろうと信じる理由がある場合において、申立人に対し、代理権授与者の財産について受託命令を申し立てるように指示することができる。

[RSA 1980 cD-32 s25 ; RSA 1980 c6 (Supp) s20 ;  
PPA 1991 cP-13.5 s17]

## 第26条 (受託者適格者)

- (1) 裁判所は、
- (a)ある成年者が受託者として職務を行うことに同意しており、かつ、その者が、
- (i)要援護成年者の最良の利益にかなうように職務を行うものとみられること
- (ii)自己の利益が要援護成年者の利益と衝突する状況にないこと
- (iii)要援護成年者の財産の受託者として職務を行うのにふさわしい人物であること、及び
- (iv)アルバータ州の住民であること

三二

---

(54) 第6条第1項と対照されたい。

を認める場合には、その成年者、

(b)信託会社、又は<sup>(55)</sup>

(c)公的受託者

を、要援護成年者の財産の受託者として選任することができる。

(1.1) 要援護成年者の受益者となりうる者又は要援護成年者の親族である者は、第1項(a)号(ii)の規定にかかわらず、その事実のみをもって、自己の利益が要援護成年者の利益と衝突する状況にあるとは認められないものとする。

(1.2) 裁判所は、第1項に基づいて公的受託者を受託者として選任する場合には、第31条の目的のために、公的受託者が宣誓の上認証したその者の計算書の承認を受けるべく裁判所に提出する期日についての指示を、受託者選任命令に含めるものとする。

(2) 裁判所は、受託者となろうとする個人、又は、信託会社が受託者となろうとする場合にはその信託会社の代表者に対して、その者が、

(a)受託者の義務を果すこと、及び

(b)受託者となろうとする者が個人の場合には、第1項(a)号の要件を充足すること

ができるかどうかを裁判所が決定するために、出廷し、質問に答えるように求めることができる。

[RSA 1980 cD-32 s26 ; RSA 1980 c6 (Supp) s21 ; 1985 c21 s23]

## 第27条 (受託命令の審査)

(1) 裁判所は、受託命令を下す際、又はこれを審査する際に、その命令に対して、裁判所が必要と考える条件若しくは制限を付することができる。

(2) 裁判所は、受託命令を下す際、又はこれを審査する際に、次の事項を明記するものとする。

(a)受託命令が裁判所によって審査されなければならない期日であって受託命令が下された日又は受託命令の審査の日から6年を超えない期日<sup>(56)</sup>

(b)裁判所に審査の申立をすることを求められる者、及び<sup>(57)</sup>

(c)要援護成年者の状況の審査に関し、受託者又はその他の者が遵守すべき

(55) 信託会社法 (Trust Companies Act) に基づいて登録された信託会社をいう (Interpretation Act, R. S. A. 1980, c. I-7, s. 25(1)(x))。

要件

[RSA 1980 cD-32 s27 ; RSA 1980 c6 (Supp) s22 ; 1985 c21 s24]

**第28条 (受託者の権限)**

- (1) 裁判所が受託命令を下す場合において、受託者は、この法律の制約内において、信託財産の全部又は一部について、
- (a) 要援護成年者の不動産及び動産の全部を占有し、支配する権利を有し、かつ、現にそれを占有し、支配することができる、並びに
  - (b) 要援護成年者が自己の財産について合理的な判断を下すことができる成年者であればなし得たと同様の範囲内において、その財産の管理、取扱、運用、売却、処分又はその他の処理をすることができる。
- (2) 受託者が決定を行い、行為をなし、同意を与え、若しくは事務を処理した場合において、かかる行為は、あらゆる目的のために、要援護成年者が、同意能力を有する成年者として、決定し、行為し、同意し、又は処理したとみなされるものとする。

[RSA 1980 cD-32 s28]

**第29条 (受託者の権限)**

受託者は、裁判所によって付された制限若しくは条件の制約内において、要援護成年者の信託財産について、裁判所による授權若しくは指示を得ることなく、次の各号の全部又は一部の行為をすることができる。

- (a) 3年を超えない期間、不動産若しくは動産のリースを設定又は受諾すること。
- (b) 受託者法 (Trustee Act) に基づいて受託者が<sup>(58)</sup>信託資金を投資する権限を授与されている投資に対して、金銭を投資すること。
- (c) 受託者法に基づいて信託資金を預金することができる方法で、<sup>(59)</sup>金銭を預入れること。

---

(56) 受託命令の審査は、1976年法では2年に1度、1980年法で3年に1度、1985年法で6年に1度に改正された。なお受託命令に関して定期的な審査を義務付けているのはアルバータ州だけであるとされる (Robertson, *supra* note 35, at 49)。

(57) 第35条第1項参照。

(58) 信託証書に基づく投資のほか、受託者法第5条に列挙された国債 (カナダ、連合王国、アメリカ合衆国)、カナダ諸州の地方債、公共債、株式、社債などへの投資、及び第7条に基づき特に裁判所が承認した投資がこれに該当する。

- (d)要援護成年者が信託により単独で保有する財産、又は第三者と合有して保有する財産について、これを受益権を有する者に移転すること。
- (e)リースの移転又は譲渡に同意が必要とされる場合に、その同意を与えること。
- (f)要援護成年者又はその後見人が締結した契約を履行すること。
- (g)為替手形及び約束手形を作成、受領及び裏書きすること、債券、無担保債券、無記名債券、その他の流通証券及び有価証券を裏書きすること、並びに無体財産権を譲渡すること。
- (h)要援護成年者に代って、その者の財産に関する通知を行うか、又はこれを受領すること。
- (i)規則において定められる<sup>(60)</sup>額を超えない公正な市場価額 (fair market value)を有する動産について、これを売却又はその他の方法により処分すること。
- (j)財産に関する請求若しくは訴訟を開始すること、又は合意により処理するか、若しくは終結させること。

[RSA 1980 cD-32 s29 ; 1985 c21 s25]

### 第30条 (裁判所により付与される受託者の権限)

裁判所は、受託者に対し、要援護成年者の信託財産について、次の各号に掲げる全部又は一部の行為をする権限を、適切と考える何らかの条件を付して、与えることができる。

- (a)第29条(i)号に掲げる規則において定められる額を超える公正な市場価額を有する不動産若しくは動産について、その購入、売却、抵当権設定を行い、3年を超えるリースを設定若しくは受諾し、又はその他の方法により処分すること。
- (b)財産の交換若しくは分割を行い、かつ、交換若しくは分割と等しい金銭を支払うか、又はこれを受領すること。
- (c)要援護成年者の営業又は事業を続行すること。
- (d)新規リースを受諾するか否かを問わず、リースを解約するか、又はリースの解約を受諾すること。

(59) 銀行、信託会社、又は金銭の預入を制定法により認められた会社へ預金することができる (Trustee Act, s. 8)。

(60) 10,000ドル (AR 289/81, s. 5. 3)。

- (e) 要援護成年者に帰属する権能を行使するか、又はその権能の行使のために必要とされる同意を与えること。
- (f) 要援護成年者に属する選択権を行使するか、又はその者に課せられる選択義務を履行すること。
- (g) 金銭債権について、合意により処理し、又は終結させること。
- (h) [1985, c. 21, s. 26により削除]<sup>(61)</sup>
- (i) 受託者法に規定がある場合のほか、裁判所の承認を得て基金を何らかの担保に供し、かつ、基金を投資すること。
- (j) その他、裁判所が承認する事項を行うこと。

[RSA 1980 cD-32 s30 ; 1985 c21 s26]

### 第3節 受託者の義務

#### 第31条 (財産目録及び計算書の提出)

- (1) 要援護成年者の財産に関する受託者が選任される場合、若しくは前任者たる受託者の死亡を理由として補充受託者が職務を引き継ぐ場合において、次の各号の適用がある。ただし、裁判所はそれらの規定の一部若しくは全部を修正、変更若しくは免除することができる。
  - (a) 受託者は、第21条に基づく申立のとき又は選任若しくは職務の引き継ぎのときから6カ月以内に、その者が受託者に選任された要援護成年者の財産の資産と負債に関する真正な財産目録及び計算書を、裁判所書記官の事務室に提出するものとする。
  - (b) 受託者は、要援護成年者の財産に関し、財産目録及び計算書を提出した後、何らかの資産又は負債が判明した場合には、それが判明した際にその資産又は負債に関する真正な財産目録及び計算書を提出するものとする。
  - (c) すべての財産目録及び計算書は、受託者又はそれを認証する地位にある者が宣誓の上認証するものとする。
- (2) 利害関係人は、受託者に対して、
  - (a) 計算書を作成し、その監査を受け、
  - (b) 要援護成年者の財産の資産と負債に関する財産目録を提出し、
  - (c) その他、諸状況により必要とされる事項を行う

(61) Trustee Act, ss. 5, 7.

ように求める命令を裁判所に申し立てることができる。

(3) 公的受託者でない受託者は、少なくとも 2 年に 1 度、裁判所書記官に計算書を提出し、かつ、裁判所の指示する通知にしたがって、受託者の計算書類の監査命令、及び諸状況により必要とされる追加の命令又はその他の命令若しくは指示を、裁判所に申し立てるものとする。

(3.1) 裁判所は、第 3 項に定める場合のほか、受託者の計算書を監査するという要件を免除することができ、並びに

(a) 裁判所が、受託者に対して裁判所書記官にその計算書を提出することを許可し、かつ、財産及び要援護成年者の最良の利益にかなうと認める場合には、提出された様式においてその計算書類を認め、又は

(b) 検認後見規則<sup>(62)</sup>にしたがって、監査命令の日から 4 年を超えない期間、会計決算を免除することができる。

(4) 公的受託者が受託者となる場合において、公的受託者は、

(a) 第 26 条第 1. 2 項に基づいて裁判所が指示するときには、承認を受けるため同項に掲げる計算書を裁判所に提出し、並びに

(b) 裁判所が第 2 項に基づいて命令を下す際には、同項に基づき裁判所が指示する際に計算書を作成し、監査を受ける

ものとする。

(5) 裁判所が本条に基づいて命令を下す場合において、申立人は、第 22 条に基づいて申立書の送付を受けるべき者に対して、命令書の写しを送付するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s31 ; RSA 1980 c6 (Supp) s23 ; 1985 c21 s27]

### 第 31.1 条 (受託者解任時の会計決算)

裁判所は、受託命令の効力を失わせ、若しくは受託者を解任する場合において、

(a) 受託者に対して、検認後見規則にしたがってその者の計算書の監査を受けるように指示し、

(b) 財産及び要援護成年者にとって最良の利益にかなうと認める場合には、受託者に対して、その者の計算書を裁判所書記官へ提出するように指示し、かつ、提出された様式においてその計算書類を認めるか、又は

(c) 検認後見規則にしたがって、会計決算の免除を指示する

(62) 第 1 条 (0.1) 号参照。

ものとする。

[1985 c21 s28]

### 第31.2条 (要援護成年者死亡時の会計決算)

- (1) 受託者は、要援護成年者が死亡した際には、要援護成年者の財産に関する法的代表者<sup>(63)</sup> (legal representative) に対して、会計報告をするものとする。
- (2) 法的代表者は、受託者が、法的代表者に対して、第1項に基づく会計報告を行い、法的代表者がその報告について納得しない場合には、法的代表者が、申立通知書によって、受託者に対して、死亡時まで受託者に信託されていた財産の全部又は一部に関する計算書を作成し、監査を受けるように求める命令を、裁判所に申し立てることができる。

[1985 c21 s28]

### 第32条 (受託者の権限の行使)

- (1) 受託者は、この法律の制約内において、その者が財産の受託者となっている要援護成年者の扶養、教育、福利及び向上のために、その者の権限を行使するものとする。
- (2) 受託者は、この法律の制約内において、かつ、その者の信託財産に関して、
  - (a) 要援護成年者の配偶者
  - (b) 要援護成年者の未成年の子
  - (c) 要援護成年者の成年の子であって身体的若しくは精神的障害により所得能力のない者、若しくは
  - (d) 裁判所の同意を得た場合には、その他の者の扶養、教育、福利及び向上のために、その者の権限を行使することができる。

[RSA 1980 cD-32 s32]

---

(63) 遺言執行者、遺産管理人若しくは裁判所選任受託者(judicial trustee)、又は未成年者の後見人をさすものとされる (Dukelow & Nuse, The Dictionary of Canadian Law, 1991)。裁判所選任受託者とは、信託設定者、受託者若しくは受益者の申立により裁判所が選任した受託者で、他の者と共同若しくは単独で受託者となる者をいう (Trustee Act, s. 46(1))。

第 4 節 公的受託者の選任<sup>(64)</sup>

第33条 (公的受託者の義務)

公的受託者は、ある者の財産に受託者を付する必要がある、かつ、受託者選任命令の申立、又は受託者を付する必要がある財産の受託者として選任されることについて、その意思のある者、行為しうる者、及びその目的のためにふさわしい者がいないという意見を有する場合において、

(a)公的受託者自身又はその他の者を、受託者を付する必要がある者の財産の全部若しくは一部の受託者として選任する命令を申し立て、又は

(b)受託者選任命令を申し立てようとする者に対して、公的受託者には、申立の対象とされようとしている者の財産の受託者として選任されることに異議がないか否かについて通知をする

ものとする。

[RSA 1980 cD-32 s33 ; 1985 c21 s29]

第34条 (公的受託者の選任)

裁判所は、この法律に基づく申立において、受託者となるべき者がこの法律の<sup>(65)</sup>諸要件を充足していると認めない場合には、公的受託者へ裁判所の意思を通知した後に、公的受託者を申立の対象者の財産の全部若しくは一部の受託者として選任することができる。

[RSA 1980 cD-32 s34]

第 5 節 その他の受託規定

第35条 (審査申立書の送付)

(1) この法律の規定又はこの法律に基づいて下される裁判所の命令は、要援

---

(64) 公的受託者は、10年以上の経験を有する弁護士 (a barrister and solicitor) の中から副総督により任命される (Public Trustee Act, R. S. A. 1980, c. P-36, s. 2)。公的受託者事務所 (Office of the Public Trustee) は、アルバータ州法務総裁 (Alberta Attorney General) の管轄下にある (Considering Guardianship of an Adult, *supra* note 46, at 1)。

(65) 第26条第 1 項(a)号参照。

護成年者又はその者に代って行為する利害関係人が、申立通知書によって、いつでも裁判所に受託命令の審査を申し立てることを妨げるものではない。

(2) 裁判所に受託命令の審査の申立がなされる場合において、申立人は、申立の審理期日前10日までに、次の者に対して、申立書の写しを送付するものとする。

(a)要援護成年者

(b)カナダに在住する要援護成年者の直近の親族であって申立人でない者

(c)要援護成年者の受託者であって申立人でなく、かつ、(b)号による送付を受ける直近の親族でない者

(d)要援護成年者が機関をもってその居所としているときには、当該機関の責任者

(e)公的受託者であって申立人でなく、かつ、(c)号による送付を受けない者

(f)要援護成年者の後見人であって申立人でなく、かつ、本項による送付を受けない者、及び

(g)その他、裁判所が指示する者

(2.1) 第2項に掲げる者が、アルバータ州以外のカナダの州又はアメリカ合衆国に居住する場合には、その者に送付するために管轄外送付命令は必要とされない。ただし、送付は、

(a)アルバータ州以外の州に居住する者の場合は、申立の審理期日前30日まで、又は

(b)アメリカ合衆国に居住する者の場合は、申立の審理期日前45日までに行われなければならない。

(3) 裁判所は、相当と考える場合には、

(a)第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付期間を短縮すること

(a.1)第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して、送付方法を指示し、又はすでになされた送付方法を承認すること、又は

(b)公的受託者を除き、第2項に掲げる全部若しくは一部の者に対して送付要件の適用を免除すること

ができる。

[RSA 1980 cD-32 s35 ; RSA 1980 c6 (Supp) s30 ; 1985 c21 s30]

### 第36条 (審査後の裁判所命令)

裁判所は、受託命令の審査の申立を審理する際に、必要と考える条件又は要件

を付して、当該命令を修正、取消、失効、継続、変更又は置換することができる。

[RSA 1980 cD-32 s36]

### 第37条 (補充受託者の選任)

- (1) 裁判所は、受託命令を下す際、又は受託命令を審査する際に、
- (a) 補充受託者となるべき者が、受託者の死亡又は一時不在のときには、要援護成年者の財産の受託者として職務を行う旨の同意書を提出しており、かつ、
  - (b) 第35条第2項によって受託命令又はその審査の申立書の送付を受ける者が、補充受託者として職務を行おうとする者の同意の意思を十分承知している
- と認める場合には、補充受託者を選任することができる。
- (2) 第26条は、補充受託者となるべき者に適用がある。

[RSA 1980 cD-32 s37 ; 1985 c21 s31]

### 第38条 (補充受託者の権限)

- (1) 補充受託者が選任された場合において、補充受託者は、
- (a) 受託者が死亡したとき、又は
  - (b) 受託者の一時不在中に、受託者によって書面で権限を授与されているとき
- には、別段の手續を要することなく受託者の職務を引き継ぐものとする。
- (1.1) 第1項(b)号に基づく授権状には、補充受託者が受託者としての職務を行うことのできる期間が表示されるものとする。この場合において、当該授権状は、
- (a) 授権状に表示された期間が終了したとき、又は
  - (b) 前任者たる受託者が書面により代理権授与を取り消したとき
- のいずれか早い時点においてその効力を失う。
- (2) 補充受託者は、前任者たる受託者の死亡を書面により裁判所書記官に通知し、かつ、前任者たる受託者の死亡証明書の認証謄本を裁判所書記官に送付するものとする。
- (3) 補充受託者選任命令が発効する際に、補充受託者の権限は、その者の前任者たる受託者の権限と同一である。
- (4) 補充受託者は、前任者たる受託者の死亡を理由として受託者の職務を引

き継ぐ場合において、前任者たる受託者の法的代表者に対して、要援護成年者の財産に関する会計報告をするように求めることができる。

(5) 補充受託者は、前任者たる受託者の法的代表者が、補充受託者に対して、第4項に基づく会計報告を行い、補充受託者がその報告について納得しない場合には、補充受託者が、申立通知書によって、法的代表者に対して、要援護成年者の財産に関して前任者たる受託者の計算書を作成し、監査を受けるように求める命令を裁判所に申し立てることができる。

[RSA 1980 cD-32 s38 ; 1985 c21 s32]

(66)

### 第39条 (受託者の解任)

(1) 受託者又は利害関係人は、受託者の辞任又は解任の命令を裁判所に申し立てることができる。

(2) 第1項による申立は、受託者選任命令の申立がなされた裁判管轄区域内において、申立通知書によって、これを行うものとする。

(3) 第1項に基づいて申立を行う者は、申立の審理期日前10日までに、第22条第2項に掲げる者に対して申立書の写しを送付するものとする。この場合には、第22条第3項各号の適用がある。

(4) 裁判所が、要援護成年者の財産に受託者を付しておく必要がなくなったと考える場合、又は裁判所によって、受託者が、

(a)受託者としての職務の遂行を継続できないか、若しくはその意思を喪失しており、

(b)受託者としての職務の遂行若しくはその継続を拒否し、

(c)受託者としての職務の遂行を怠るか、若しくは受託命令にしたがって職務を遂行することを怠り、

(d)職務の遂行上、適切さに欠けるか、若しくは現に要援護成年者の財産を危うくしているか、若しくは危うくするおそれがあり、

(e)信託に違反して<sup>(67)</sup>おり、

(f)受託者としての職務を遂行するのにふさわしい人物ではなくなり、又は  
(g)アルバータ州の住民ではなくなった

と認められる場合において、裁判所は、受託者の解任命令、又は当該状況において相当と考えるその他の命令を下すことができる。

---

(66) 第19条と対照されたい。

- (5) 裁判所は、第 4 項に基づいて命令を下す前に、必要であれば、
- (a) 要援護成年者の財産についてすでに適切な取決めがなされているか、若しくは将来なされるであろうこと、又は
  - (b) 将来別の受託命令の申立がなされるであろうことを確認するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s39 ; 1985 c21 s33]

#### 第40条 (計算書の承認) [1985, c. 21, s. 34により削除]

#### 第41条 (受託者の死亡)

- (1) 受託者が死亡し、かつ、補充受託者がいない場合には、公的受託者は、受託者の死亡通知を受け取ると、前任者たる受託者と同一の権限を有する要援護成年者の財産の受託者となる。
- (2) 公的受託者は、
- (a) 裁判所によって新たに受託者が選任され、又は
  - (b) 裁判所が要援護成年者の財産の受託者としての公的受託者を解任する命令を下す
- まで、引き続き要援護成年者の財産の受託者である。

[RSA 1980 cD-32 s41]

#### 第41.1条 (前任者たる受託者の法的代表者による会計決算)

- (1) 公的受託者は、受託者の職務を引き継ぐ場合において、前任者たる受託者の法的代表者に対して、要援護成年者の財産に関する会計報告をするように求めることができる。
- (2) 公的受託者は、前任者たる受託者の法的代表者が、公的受託者に対して、第 1 項に基づく会計報告を行い、公的受託者がその報告について納得しない場合には、公的受託者が、申立通知書により、法的代表者に対して、要援護成年者の財産に関して前任者たる受託者の計算書を作成し、監査を受けるよ

---

(67) 受託者法によれば、受託者は、信託違反に対して信託財産を限度としてではなく、個人的に責任を負う。ただし、受託者が誠実かつ合理的に行動し、信託違反若しくは裁判所の指示をおおがなかったことについて正当な理由があると裁判所が認める場合には、個人的責任の全部若しくは一部を免責される (Trustee Act, s. 41)。

うに求める命令を裁判所に申し立てることができる。

[1985 c21 s35]

### 第3章 後見及び受託に関する通則

#### 第42条 (後見人又は受託者による署名)

後見人又は受託者は、要援護成年者に代って、後見人又は受託者に帰属する権能若しくは権限を行使するために署名し、かつ、同様の目的のために必要とされる一切の行為をすることができる。

[RSA 1980 cD-32 s42]

#### 第43条 (生活必需品の購入)

(1) 後見人は、その者を後見人に選任する後見命令に含まれる規定の制約内において、要援護成年者、要援護成年者の財産の受託者、又は持続的代理権授与書面に基づく代理人の同意を得ることなく、要援護成年者のために生活必需品 (necessaries) を購入することができる。

(2) 後見人が要援護成年者のために生活必需品を購入する場合において、

(a) 要援護成年者は、その支払をなす責任、若しくは生活必需品の購入に際して後見人が支出した金銭を後見人に弁済する責任を負い、又は

(b) 要援護成年者の財産の受託者又は持続的代理権授与書面に基づく代理人がいるときには、受託者又は代理人が、要援護成年者の財産から、生活必需品の支払をなすか、若しくは生活必需品の購入に際して後見人が支出した金銭を後見人に弁済するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s43 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

#### 第44条 (契約の拘束力)

後見人又は受託者が要援護成年者に代って契約をする場合において、その契約は、後見命令又は受託命令の失効後も、要援護成年者が契約し、その者が契約能力を有する成年者であった場合と同様に、かつ、その場合と同一の範囲内で、要援護成年者を拘束する。

[RSA 1980 cD-32 s44]

#### 第45条 (裁判所の指示を求める申立)

- (1) 後見人又は受託者は、申立通知書によって、要援護成年者、又は要援護成年者の財産の管理若しくは運用に関するいかなる問題についても、検認後見裁判所の意見、助言又は指示を求める申立をすることができる。
- (2) 検認後見裁判所の意見、助言又は指示に基づいて職務を行う後見人又は受託者は、その意見、助言又は指示の内容に関して、後見人又は受託者自身の責任の観点からすれば、後見人又は受託者はその義務を履行したとみなされるものとする。
- (3) 後見人又は受託者は、検認後見裁判所の意見、助言又は指示を得るに際し、詐欺又は故意による隠蔽若しくは不実表示をなした場合において、かかる意見、助言又は指示にしたがってなされた行為に関して第2項による免責を受けるものではない。

[RSA 1980 cD-32 s45 ; 1985 c21 s36]

#### 第46条 (遺言処分)

後見命令又は受託命令の存在は、そのみをもって、要援護成年者に遺言処分をする法的能力がないことの十分な証拠となるものではない。

[RSA 1980 cD-32 s46]

#### 第47条 (州外命令)

- (1) 本条において「州外命令」(“foreign order”)とは、アルバータ州外の裁判所が下した命令であって、18歳以上の者の身上若しくはその者の財産について、後見人又は受託者の諸義務に相当する義務を有する者を選任する命令をいう。
- (2) 州外命令が、
  - (a)カナダのいずれかの州若しくは準州<sup>(68)</sup> (territory)、又は
  - (b)枢密院における副総督<sup>(69)</sup> (Lieutenant Governor in Council) によって承認されるカナダ国外のいずれかの法域<sup>(70)</sup>

(68) ユーコン準州 (Yukon Territory) とノースウェスト準州 (Northwest Territories) をさす。

(69) 行政評議会 (the Executive Council) の助言により、若しくはその助言及び同意により、又は行政評議会とともにその職務を遂行する副総督をいう (Interpretation Act, R. S. A. 1980, c. I-7, s. 25(1) (1. 1))。

において下された場合には、州外命令は、検認後見裁判所の命令に基づいて新たに捺印される (resealed) ことができる。この場合において、州外命令は、

(c)アルバータ州において検認後見裁判所により下された場合と同様の効力を有し、

(d)アルバータ州にある財産については、受託命令を所管する検認後見裁判所が下す命令による制約を受け、アルバータ州にいる者の身上については、後見命令を所管する検認後見裁判所が下す命令による制約を受け、かつ、

(e)アルバータ州にある財産については、受託命令と同様にアピール及び審査による制約を受け、アルバータ州にいる者の身上については、後見命令と同様にアピール及び審査による制約を受ける。

(2.1) 裁判所は、第2項に基づいて命令を下す場合には、新たに捺印された命令の審査期日を設定するものとする。この場合において、審査期日は、

(a)新たに捺印された命令の条項によって審査のために定められた日、又は

(b)この法律によって要求される審査のための日

のうち、いずれか早く到来する日とするものとする。

(3) 州外命令については、これに捺印した裁判所の印章を用いて捺印された副本、又はその州外命令を付与した裁判所の指示に基づいて認証された謄本が、原本と同一の効力を有する。

(4) 州外命令は、

(a)州外命令を発した裁判所の登録官、書記官若しくはその他の職員によって、その命令に対して一切取消がなされておらず、かつ、その命令には完全な効力がある旨の証明書が発行され、かつ、

(b)検認後見裁判所により担保の提供が免除される場合を除き、かかる命令の対象者のアルバータ州にある財産を補償するために、アルバータ州の裁判所に担保が提供される

まで、本条に基づく新たな捺印はされないものとする。

(5) 州外命令に新たな捺印をするための申立書及び新たに捺印された命令書の謄本は、第3条若しくは第22条のうちいずれか相当する規定中に掲げる者

---

(70) アメリカ合衆国の各州、連合王国、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、西ドイツ、オランダ、ベルギー、フランス、スペイン、ポルトガル、スイス、イタリア、オーストリア、アイスランド、エール (AR 289/81, s. 5)。

に対して送付されるものとする。

[RSA 1980 cD-32 s47 ; 1985 c21 s37]

<sup>(71)</sup>  
**第48条 (費用に関する命令)**

検認後見裁判所若しくは上訴裁判所 (Court of Appeal) は、この法律に基づいてなされた申立若しくは提出された報告書<sup>(72)</sup>に係る費用が、

(a)(i) アルバータ州政府 (the Crown in right of Alberta)

(ii) その裁判所が支払を命じても酷ではない (would not be a hardship) と認める場合には、申立人

(iii) その裁判所が支払を命じても酷ではないと認める場合には、申立の対象者

(iv) その裁判所が支払を命じても酷ではないと認める場合には、要援護成年者の財産

の全部若しくは一部によって、これを支払うものとする命令、又は

(b) その裁判所が、申立若しくは申立に対する異議に根拠がない (frivolous) か、若しくはいやがらせである (vexatious) と認める場合には、申立人若しくは異議申立人によって、これを支払うものとする命令

を下すことができる。

[RSA 1980 cD-32 s48 ; RSA 1980 c6 (Supp) s24 ; 1985 c21 s38]

**第49条 (情報の秘密保持)**

(1) 公的后見人若しくは公的受託者がこの法律にしたがって入手したファイル、文書若しくは情報であって、要援護成年者個人の生活歴若しくは諸記録に係るものは、

(a) この法律に基づく手続における場合、

<sup>(73)</sup>  
(b) 大臣の書面による同意がある場合、又は

(c) 公的后見人若しくは公的受託者が、当該ファイル、書類若しくは情報の開示が要援護成年者の最良の利益にかなうという意見を有する場合

---

(71) 公的后見人事務所では、流動資産が10,000ドル以下の場合を「酷」である場合としている (Robertson, *supra* note 35, at 27)。

(72) 報告書については、第2条、第4条第2項、第10.5条第1項、第21条、第23条第2項参照。

(73) 第1条(i)号参照。

を除き、何人もこれを開示しないものとする。

(2) 第1項は、この法律若しくは婚姻法<sup>(74)</sup>(Marriage Act)に基づいて特に許可された開示、又はこの法律の妥当な運用のために必要とされる援助と情報を与えることを可能にするためになされる開示であって、その開示が、

(a) ソーシャル・サービス省、政府のその他の省庁若しくは機関の被用者

(b) カナダ政府、カナダのいずれかの州若しくは準州、若しくはその機関の公務員、若しくは

(c) ソーシャル・サービス省の代理人として補佐若しくは服務している者、又はそれらの者のいずれかに代って職務を行うソリシタに対してなされる場合については、適用がないものとされる。

(3) 公的後見人及び公的受託者は、いかなる形式若しくは方法によっても、

(a) この法律に基づく手続に係る要援護成年者若しくは直近の親族の氏名、又は

(b) かかる手続において提出された諸状況に関する報告書を公表しないものとする。

(4) 第1項から第3項の規定は、公的後見人若しくは公的受託者が、審理の通知、正義のため若しくはこの法律の妥当な運用のために必要とされるその他の通知の公表を妨げるものではない。

(4.1) 第2条若しくは第21条に基づいて報告書に記載された情報は、

(a) 利害関係人がこの法律に基づいて申立をするべきか否かを決定するに当たり、その者に判断資料を与えるために開示される場合、又は

(b) この法律に基づく手続における場合

を除き、何人もこれを開示しないものとする。

(5) 本条に違反する者は犯罪を行う者とされ、1,000ドルを超えない罰金に処せられる。<sup>(75)</sup>

[RSA 1980 cD-32 s49 ; RSA 1980 c6 (Supp) s25 ;  
1985 c21 s39 ; 1986 cD-27.1 s13]

---

(74) 成年者援護法に基づき後見命令若しくは受託命令の対象とされた者、又は無能力証明書に氏名を記載された者に対しては、婚姻許可状 (marriage license) が発行されない。ただし、前者については、医師がその者は婚姻契約の性質及びそこから生じる義務と責任を理解する能力を有する旨の証明書を発行し、さらにその者の後見人又は受託者が、婚姻許可状の発行日の14日前までにその通知を受けた旨証明した場合はこの限りでない (Marriage Act, R. S. A. 1980 c. M-6, s. 27 (1) (2))。

**第49.1条 (報告書又は情報に関する保護)**

この法律に基づいて申立をするため、又はこの法律に基づいて申立をするべきか否かを決定するに当り判断資料を提供するために、報告書を作成し、若しくは情報を提供する者は、誠実に (in good faith)、報告書を作成し、若しくは情報を提供し、かつ、その報告書若しくは情報が真正であると信じるための合理的かつ蓋然性のある理由を有する場合には、かかる報告書を作成し、若しくは情報を提供したことについていかなる責任も負わないものとする。

[1985 c21 s40]

**第4章 裁判所命令によらない受託及びアピールパネル**

**第1節 裁判所命令によらない受託**

**第50条 (無能力証明書)**

- (1) 2人の医師は、検査時に、期間を問わず、施設をもってその居所として  
いる成年者に対して、その者を個別に検査した後、その者が自己の財産に関  
する全部又は一部の事項について合理的な判断をすることができないという  
意見を有する場合には、規則において定められる書式による無能力証明書<sup>(76)</sup>  
(certificate of incapacity) を発行することができる。
- (2) 無能力証明書には、
  - (a)その発行者である2人の医師の氏名
  - (b)検査年月日
  - (c)各医師が、自ら観察した事実を他の者によりその医師に伝えられた事実  
と区別した上で、第1項に掲げる成年者は自己の財産に関する全部又は一  
部の事項について合理的な判断をすることができないという意見を形成す  
るに至る根拠となった事実
  - (d)発行年月日

---

(75) 1985年法により500ドルから1,000ドルに引き上げられた。1カナダドル=109円  
(1992年8月現在)。

(76) AR 289/81, Schedule, Form 2.

が記載され、

(e) 証明書の発行者である 2 人の医師の署名  
がなされるものとする。

[RSA 1980 cD-32 s50]

#### 第51条 (無能力証明書の発行通知)

無能力証明書に署名した 2 人の医師は、その証明書の発行後すみやかに、

- (a) 公的受託者への通知
  - (b) 公的受託者への無能力証明書の郵送、及び
  - (c) (i) 2 人の医師が、無能力証明書の郵送はその対象者の身体的若しくは情緒的健康にとって有害となろうという意見を有する場合を除き、その証明書の対象者、及び
  - (ii) その対象者の後見人、若しくは、後見人がいない場合は、カナダに在住するその者の直近の親族  
に対する無能力証明書の写しの郵送
- を確保するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s51 ; 1985 c21 s41]

#### 第52条 (既存の受託命令との調整)

(1) 本条の制約内において、公的受託者は、無能力証明書の発行時に、証明書に氏名を記載された者の財産の受託者となる<sup>(77)</sup>。

(1.1) 無能力証明書が発行される時、その証明書に氏名を記載された者が授与した持続的代理権授与書面が存在する場合には、その証明書は無効であり、公的受託者は証明書に氏名を記載された者の財産の受託者とはならない。

- (2) [1985, c. 21, s. 42により削除]
- (3) [1985, c. 21, s. 42により削除]
- (4) [1985, c. 21, s. 42により削除]
- (5) [1985, c. 21, s. 42により削除]

---

(77) 成年者援護法又は精神保健法によって無能力証明書を発行される「精神的無能力者 (mentally incompetent person)」(Public Trustee Act, s. 1(e)) の全部の財産は、受託者として職務を遂行する公的受託者に帰属する (Public Trustee Act, ss. 4(i), 11(1))。

(6) 無能力証明書に効力がない場合を除き、無能力証明書に氏名を記載された者について受託命令又は持続的代理権授与書面が存在する場合には、公的受託者がその者の財産に関して、受託命令又は持続的代理権授与書面が存在しないと信じてなした行為若しくは事務は、その行為若しくは事務が公的受託者により無能力証明書に基づいてなされ、かつ、その者の財産に関して受託命令又は持続的代理権授与書面が発効していなかった場合と同様に有効とされる。

[RSA 1980 cD-32 s52 ; 1985 c21 s42 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

<sup>(78)</sup>  
**第53条 (無能力証明書の審査)**

(1) 公的受託者は、少なくとも2年に1度、アピールパネルによる無能力証明書の審査を、アピールパネルに申し立てるものとする。

(2) アピールパネルの委員長 (chairman) は、アピールパネルによる審査の審理期日前10日までに、

(a) 審査を受けるべき無能力証明書に氏名を記載された者

(b) その者の後見人、又は、後見人がいない場合は、カナダに在住するその者の直近の親族

(b. 1) 公的受託者

(c) (a)号に該当する者が機関をもってその居所としているときには、その機関の責任者、及び

(d) 公的後見人であって(b)号による送付を受けない者

に対して、審理の日時、場所及び目的を通知するものとする。<sup>(79)</sup>

(3) アピールパネルは、無能力証明書の審査申立を審理した後、申立の対象者が、

(a) 自己の財産に関する全部若しくは一部の事項について合理的な判断をすることができず、かつ、

(b) 受託者を必要としている

と認める場合には、

(c) 無能力証明書は、その証明書に氏名を記載された者の全部の財産について引き続き効力を有するものとし、又は

(78) このように無能力証明書に関して定期的な審査が定められているのはアルバータ州とノウヴァ・スコウシャ州だけである (Robertson, *supra* note 35, at 59)。

(79) 書式は、AR 289/81, Schedule, Form 8 による。

(d)無能力証明書は、アピールパネルが相当と考える条件若しくは要件の制約内において、命令書に記載された財産の一部にのみ適用があるものとする

命令を下すことができる。なお、アピールパネルは、無能力証明書がアピールパネルによる再審査を受けるべき期間を特定するものとする。ただし、再審査期日は、その期日より前にこの法律によって無能力証明書が失効する場合を除き、<sup>(80)</sup>審査期日から2年を超えるものであってはならない。

(4) アピールパネルは、無能力証明書の対象者が自己の財産に関する事項について合理的な判断をすることができる<sup>(80)</sup>と認める場合には、無能力証明書の失効命令 (an order terminating the certificate of incapacity) を発することができる。

(5) 第2項に基づいて送付を受ける者は、本条に基づいて下された命令について、アピールパネルの委員長によりその通知を受けるものとする。

[RSA 1980 cD-32 s53 ; RSA 1980 c6 (Supp) ss26, 30 ; 1985 c21 s43]

#### 第54条 (無能力証明書の失効)

(1) 2人の医師は、無能力証明書の対象者を個別に検査した後、その対象者が自己の財産に関する事項について合理的な判断をすることができるという意見を有する場合には、無能力証明書の失効命令<sup>(81)</sup>を発することができる。

(2) 無能力証明書の失効命令には、

(a)その発行者である2人の医師の氏名

(b)検査年月日

(c)各医師が、自ら観察した事実を他の者によりその医師に伝えられた事実と区別した上で、その対象者は自己の財産に関して合理的な判断をすることができるという意見を形成するに至る根拠となった事実

(d)発行年月日

が記載され、

(e)その発行者である2人の医師の署名

がなされるものとする。

[RSA 1980 cD-32 s54]

(80) 第57条参照。

(81) 書式は、AR 289/81, Schedule, Form 7による。

### 第55条（無能力証明書の失効通知）

第54条によって無能力証明書の失効命令に署名した2人の医師は、その命令の発行後すみやかに、

- (a)公的受託者への通知
- (b)公的受託者への失効命令書の郵送、及び
- (c)無能力証明書の対象者及びその者の後見人、若しくは、後見人がいない場合には、カナダに在住するその者の直近の親族に対する失効命令書の写しの郵送

を確保するものとする。

[RSA 1980 cD-32 s55 ; 1985 c21 s44]

### 第56条（公的受託者の受託者たることの終了）

- (1) 公的受託者は、
  - (a)裁判所による無能力証明書の失効命令の通知を受けたとき
  - (b)受託命令<sup>(82)</sup>の通知を受けたとき、又は
  - (c)第53条若しくは第54条によって無能力証明書を失効、変更若しくは修正する旨の命令を受け取ったとき

には、無能力証明書に氏名を記載された者の財産若しくはアピールパネルによって特定されたその財産の一部の受託者であることを止め、そのときまで公的受託者に信託されていた財産若しくはその一部について、その者に会計報告を行うものとする。

- (2) 無能力証明書に氏名を記載された者は、公的受託者が、その者に対して、第1項に基づく会計報告を行い、その者がその報告について納得しない場合には、その者が、申立通知書により、公的受託者に対して、そのときまで公的受託者に信託されていた財産の全部若しくは一部の計算書を作成し、監査を受けるように求める命令を、裁判所に申し立てることができる。

[RSA 1980 cD-32 s56 ; 1985 c21 s45]

### 第57条（無能力証明書の有効期間）

無能力証明書は、

- (a)裁判所によって受託命令が下される<sup>(83)</sup>とき

---

(82) 第22条第2項(e)号及び第3項(b)号参照。

- (b)アピールパネルによって失効するとき<sup>(84)</sup>
- (c)裁判所の命令によって失効するとき<sup>(85)</sup>、又は
- (d)第54条によって失効するとき

まで、その効力を有する。

[RSA 1980 cD-32 s57 ; 1985 c21 s46]

## 第2節 無能力証明書の被発行者の権利

### 第58条 (無能力証明書に関する文書)

- (1) 公的受託者は、無能力証明書を受け取ると、
  - (a)無能力証明書の被発行者、及び
  - (b)無能力証明書の被発行者の後見人、若しくは、後見人がいない場合には、カナダに在住するその者の直近の親族、
  - (c) [1985, c. 21, s. 47により削除]に対して、次の情報を含む書面を交付するものとする。
  - (d)無能力証明書が発行された旨の記述
  - (e)無能力証明書の効力に関する説明
    - (e. 1)無能力証明書が発行される以前に、その証明書に氏名を記載された者が付与した持続的代理権授与書面が存在するときは、その無能力証明書は無効とされる。ただし、公的受託者は持続的代理権について知らされるまで、その財産を管理することができる旨を説明する記述
  - (f)無能力証明書の被発行者がその証明書の失効をアピールパネルに申し立てる権利に関する記述
- (2) <sup>(86)</sup> [1985, c. 21, s. 47により削除]

[RSA 1980 cD-32 s58 ; 1985 c21 s47 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

---

(83) 第25条参照。

(84) 第53条参照。

(85) 第67条参照。

(86) 1985年法により、

「(2) 公的受託者は、無能力証明書の被発行者、その者の後見人又は直近の親族が、前項の書面を理解できないときには、最も相当とする手段を用いて、第1項(d)号から(f)号に掲げる諸事項についてその者及びその者の後見人又は直近の親族が可能な限り理解できるように確保するものとする」が削除された。

### 第 3 節 アピールパネル

#### 第59条 (アピールパネル)

- (1) 大臣は、無能力証明書の被発行者による申立を聴取し、検討する目的のために、一つ又はそれ以上のアピールパネルを設置するものとする。
- (2) 各アピールパネルの委員は、大臣により選任され、かつ、
  - (a) 医師 2 人
  - (b) 委員長となるソリシタ 1 人、及び
  - (c) 一般大衆を代表する者 1 人から成るものとする。
- (3) 大臣はアピールパネルの副委員長を指名し、かつ、第 2 項にしたがって 1 人又はそれ以上の補充委員 (alternate members) を選任することができる。アピールパネルの委員が何らかの理由によって職務を遂行できない場合には、相当する補充委員が審理の終了まで代って職務を遂行するものとし、その遂行中は補充委員がすべての目的のために正規の委員とされる。
- (4) 大臣は、アピールパネルの委員及び補充委員の選任を定期的に審査することができ、かつ、当を得たものとする限り、いかなる更迭もこれを行うことができる。

[RSA 1980 cD-32 s59]

#### 第60条 (アピールパネルの定足数及び決定)

- (1) アピールパネルの定足数は、第59条によって選任される委員又は補充委員から成る 3 人である。
- (2) アピールパネルの委員は各 1 票の議決権を有する。
- (3) 委員の過半数による決定はアピールパネルの決定となる。

[RSA 1980 cD-32 s60]

#### 第61条 (アピールパネルの委員不適格者)

- (1) 施設の職員として現に勤務する者は、アピールパネルが、無能力証明書<sup>(87)</sup>の被発行者からの申立を検討しており、かつ、被発行者がその職員の関係する施設をもってその居所としているか、又は居所としていた場合には、そのアピールパネルの委員又は補充委員として任に当ることができない。

- (2)(a)アピールパネルに申し立てている者と血族若しくは姻族関係にある者  
(b)アピールパネルに申し立てている者を治療中若しくは治療したことのあ  
る者、又は  
(c)アピールパネルに申し立てている者のために職務を遂行中若しくは遂行  
したことのあるソリシタ

は、申し立てている者によるその申立を検討するためのアピールパネルの委  
員若しくは補充委員として選任され、又はその任に当ることができない。

(3) 無能力証明書の発行者は、無能力証明書の対象者による申立を検討する  
ためのアピールパネルの委員若しくは補充委員として選任され、又はその任  
に当ることができない。

[RSA 1980 cD-32 s61]

## 第62条 (アピールパネルの義務)

- (1) アピールパネルは、  
(a)この法律及び諸規則にしたがい、申立を聴取し、検討し、かつ、  
(b)第10.1条に基づいて発行された強制ケア命令について、  
(i)第10.8条第2項(b)号に基づいてケアの場所の責任者がなす申立によ  
り、  
(ii)強制ケア命令が期間の満了により終了し、取り消され、又は失効する  
まで、その命令の発行後12カ月ごとに、  
その命令を審査する

ものとし、アピールパネルの委員は、この目的のために、公的調査法(Public  
Inquiries Act)に基づいて選任されるコミッショナーが有するすべての<sup>(87)</sup>権能  
を有する。

(1.1) 第1項(b)号に基づいて強制ケア命令を審査するアピールパネルは、  
その対象者である要援護成年者にとって、その者をケアの場所に収容する命  
令が最良の利益にかなわなくなったという意見を有する場合には、公的後見  
人に対して、第10.4条にしたがい強制ケア命令の審査を、裁判所に申し立て  
るように指示するものとする。

(2) 大臣は、アピールパネルに対して、必要とされる事務、法律、相談及び

(87) 第50条参照。

(88) Public Inquiries Act, R. S. A. 1980 c. P-29, s. 2.

その他の援助を行うものとする。

[RSA 1980 cD-32 s62 ; RSA 1980 c6 (Supp) s27]

#### 第 4 節 無能力証明書に関するアピールパネルへの申立

##### 第63条 (無能力証明書の取消の訴)

- (1) 無能力証明書の被発行者は、規則において定められる書式<sup>(89)</sup>にしたがって、相当するアピールパネルの委員長に対して、申立の通知書 (notice of appeal) を送付することによって、無能力証明書の取消をアピールパネルへ申し立てることができる。
- (2) 無能力証明書の取消の申立は、その証明書の被発行者又はその者に代って利害関係人が、これを行うことができる。
- (3) アピールパネルへの初回の申立の後、第 2 項に掲げる者はアピールパネルの決定後 6 カ月を経過しないうちに重ねて無能力証明書の取消の申立をすることができない。ただし、公的受託者又は公的後見人はいつでもその申立を行うことができる。
- (4) アピールパネルに申立をした者は、そのアピールパネルが申立に対して決定を下すまで、別の申立ができないものとする。

[RSA 1980 cD-32 s63]

##### 第64条 (申立の通知)

- (1) アピールパネルの委員長は、第63条に基づく申立を受理すると、
- (a) 申立人及びその者に代って行為する者
  - (b) 申立人の後見人、又は、後見人がいない場合には、カナダに在住する申立人の直近の親族、及び、その他、アピールパネルの委員長によればその申立の影響を受ける可能性があり、通知を受けるべきであると考えられる者
  - (c) 公的受託者、及び
  - (d) 公的後見人であって(b)号による送付を受けない者<sup>(90)</sup>
- に対して審理の日時と場所を通知するものとする。
- (2) アピールパネルは、必要と考える調査及び聴取については、すみやかに

(89) AR 289/81, Schedule, Form 3.

これを行うものとし、かつ、審理において、証言又は証拠の提出のため申立人及びその他の者を招集することができる。

[RSA 1980 cD-32 s64]

#### 第65条 (アピールパネルの手続)

- (1) アピールパネルの手続は、すべて非公開で行われるものとし、第2項の適用がある場合を除き、事前にアピールパネルの委員長の同意を得ない限り、何人も出席する権利をもたない。
- (2) 申立人、その代理人及び第64条による送付を受ける者は、アピールパネルへ証拠が提出され、証人が招集されている間、自ら出席する権利を有する。ただし、アピールパネルが、その出席により申立人の健康に影響が生じうるといふ意見を有する場合には、申立人の出席を妨げることができる。この場合において、アピールパネルは、その申立人に代理人がいないときには、その者に代って行為をする者を選任するものとする。
- (3) 申立人又はその者に代って行為をする者は、交互質問を行う権利(right of cross-examination)を有する。
- (4) アピールパネルによる聴取、調査若しくは審理の報告、若しくはそれに関わった者の氏名は、その委員長が許可する場合及び申立人又はその代理人が報告を公表する場合を除き、公表されないものとする。
- (5) アピールパネルの委員長は、必要と考える目的のために、21日を限度として審理を延期することができる。ただし、大臣の同意があればこの期間を伸長することができる。

[RSA 1980 cD-32 s65]

#### 第66条 (アピールパネルの決定)

- (1) アピールパネルは、その委員長が第63条に基づく申立書を受理してから28日以内に、申立を聴取し、検討するものとする。ただし、その期間は大臣が許可する場合には、これを伸長することができる。
- (2) アピールパネルは、第53条に基づく決定が下される場合と同様に、第53条に定められたいづれかの命令を下すことができる。
- (3) アピールパネルの委員長は、アピールパネルが無能力証明書を取り消す

---

(90) 書式は、AR 289/81, Schedule, Form 9 による。

場合には、すみやかに公的受託者に通知をするものとする。

(4) アピールパネルの委員長は、その決定から7日以内に、第64条第1項により送付を受けた者であって委員長が通知すべきであると思料するその他の者に、決定報告書 (a written report of the decision) を送付するものとする。

(5) アピールパネルが無能力証明書の取消を認めない場合において、<sup>(91)</sup>報告書には、取消を認めない決定に対して、申立人は第67条に基づき裁判所に訴える権利を有する旨が記載されるものとする。

(6) アピールパネルは、この法律に基づいてアピールパネルに提起された訴又は提出された報告書に係る費用が、

(a) アルバータ州政府

(b) アピールパネルが支払を命じても酷ではないと認める場合には、申立人

(c) アピールパネルが支払を命じても酷ではないと認める場合には、申立の対象者

(d) アピールパネルが支払を命じても酷ではないと認める場合には、要援護成年者の財産

の全部又は一部によって、これを支払うものとする命令を下すことができる。

[RSA 1980 cD-32 s66 ; 1985 c21 s48]

## 第5章 訴・上訴並びに諸規則

### 第67条 (裁判所への提訴)

(1) 無能力証明書の被発行者若しくはその者に代って行為する利害関係人は、アピールパネルが命令を下してから21日以内に、訴訟開始通知書によって裁判所に提訴することができる。ただし、その期間は、裁判所が許可する場合には、これを伸長することができる。

(2) 訴訟開始通知書は、

(a) 後見人及び受託者

(b) 公的受託者及び公の後見人であって(a)号による送付を受けない者

(c) 命令の対象者が機関をもってその居所としているときには、当該機関の

---

(91) 第53条参照。

責任者、並びに

(d)その他、裁判所の裁判官が指示する者

に対して、訴状を不受理となしえなくなった日より15日を超えない期間内に、送付されるものとする。本条に別段の規定がある場合を除いて、訴訟開始通知書による申立に関する裁判所の実務及び手続は、適用可能な限り本条に基づき申立に適用がある。

(3) 訴の通知には、原告の請求の趣旨を裏付けるすべての事実を十分に開陳した原告の宣誓供述書が添付されるものとする。

(4) 裁判所は、原告が挙げた証拠に加えて、必要と考える証拠を重ねて提出するように指示することができる。

(5) 裁判所は、アピールパネルの命令を棄却、認容若しくは変更するか、又は裁判所が正当と考えるその他の命令を下すことができる。

[RSA 1980 cD-32 s67 ; RSA 1980 c6 (Supp) s30 ; 1985 c21 s49]

#### 第68条 (上訴裁判所への上訴)

(1) 裁判所が下した強制ケア命令、後見命令、若しくは受託命令に関して、要援護成年者又はその者に代って行為をする利害関係人が提起する法律問題に関する上訴は、第2項の適用を受けることを条件として上訴裁判所に係属する。

(2) 上訴の通知は、上訴裁判所へ上訴する際の上訴通知の送付のために、裁判所規則 (Rules of Court) によって定められた期間内に、

(a)後見人及び受託者

(a. 1)命令の対象となる者が付与した持続的代理権授与書面に基づく代理人

(b)公的受託者及び公的後見人であって(a)号による送付を受けない者

(c)命令の対象者が機関をもってその居所としているときには、当該機関の責任者、並びに

(d)その他、上訴裁判所の裁判官が指示する者

に対して送付されるものとする。上訴裁判所への上訴に関する裁判所規則は本条に基づく上訴に適用がある。

[RSA 1980 cD-32 s68 ;

RSA 1980 c6 (Supp) ss28, 30 ; PPA 1991 cP-13. 5 s17]

第69条 (諸規則)

(1) 枢密院における副総督は、

(a)アピールパネルへの申立、アピールパネルによる強制ケア命令の審査及びその申立と審査に関する手続を律する規則、アピールパネルによる聴取、検討並びに調査、これらに付随する事項、並びにその結果生じる事項に関する規則

(b)アピールパネルが申立に関係する情報を入手し、若しくは提供を受ける方法を律する規則、及び非公式に (in private) 申立人を訪問し、会見することに関する規則

(c)アピールパネルが申立に関連して入手し、若しくは提供を受けた文書のコピーについて、及び、アピールパネルが申立人の利益に照し、又はその他特別な事由のために入手が望ましくないと考える場合を除き、アピールパネルが入手し、若しくは提供を受けた口頭の情報の内容記載書について、申立人が入手することを可能にするための規則

(d)アピールパネルへの申立に要する費用、又はパネルの目的及びアピールパネルの審理と手続に関連するその他の事項のために作成された報告書に関して支払われる費用の表を定める規則

を制定することができる。

(2) 枢密院における副総督は、

(a)この法律及び諸規則の目的のために必要とされる書式を定める規則<sup>(92)</sup>

(b)この法律及び諸規則の目的のために施設とされる場所を指定する規則<sup>(93)</sup>

(b. 1) この法律及び諸規則の目的のために機関とされる一棟又はそれ以上の建築物を指定する規則

(c)この法律及び諸規則の目的のために施設の責任者を指定する規則<sup>(94)</sup>

(c. 1) 第29条(i)号の目的のために動産の公正な市場価額を定める規則<sup>(95)</sup>

(d)第47条の目的のためにカナダ国外における法域を承認する規則

(e)アピールパネルの委員長並びにその他の委員に支払われる報酬、旅費及び日当を定める規則<sup>(96)</sup>

(f)強制ケア命令又は強制ケア証明書によって要援護成年者を收容すること

(92) AR 289/81, ss. 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 12. 1, 12. 2.

(93) 註(2)参照。

(94) 註(60)参照。

(95) 註(70)参照。

のできるケアの場所を指定する規則<sup>(97)</sup>

(g)強制ケア命令によって要援護成年者を収容するケアの場所を決定する際の手続、及びその際に用いられる規準を律する規則<sup>(98)</sup>を制定することができる。

[RSA 1980 cD-32 s69 ; RSA 1980 c6 (Supp) s29 ; 1985 c21 s50]

本稿は、長寿科学総合研究事業「老人の財産に関する法律行為の研究」(代表者 石川稔上智大学教授)の一部として平成元年厚生科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果である。

- 
- (96) アピールパネルの委員長及び委員に支払われる報酬 (AR 289/81, s. 1)
- (a)医師 1日につき400カナダドル又は半日につき200カナダドル
  - (b)ソリシタ(委員長) 1日につき400カナダドル又は半日につき200カナダドル
  - (c)一般大衆の代表者 1日につき200カナダドル又は半日につき100カナダドル
- 委員長及び各委員の旅費と日当については、枢密院令 (Order in Council, O. C. 293/79) にしたがって支払われる (AR 289/81, s. 2)。
- (97) 註(9)参照。
- (98) AR 289/81, s. 5. 2.